慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一五二四年のシャフハウゼンにおけるアラーハイリゲン修道院の解散について：宗教改革前史をめぐる一考察
Sub Title	The treaty of 1524 on the abolition of the Monastery Allerheilligen in Schaffhausen : thinking on the history of the pre-Reformation in Switzerland
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2023
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.91, No.4 (2023. 1) ,p.53 (321)- 111 (379)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20230100-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一五二四年のシャフハウゼンにおけるアラーハイリゲン修道院の解散について

――宗教改革前史をめぐる一考察――

野々瀬　浩　司

はじめに

本稿の主目的は、スイス北部の自由都市シャフハウゼンの事例を通して、この町における宗教改革の特質について、実証的に解明するための一つの題材を提供することにある。最終的にシャフハウゼン市が正式に宗教改革を導入したのは、一五二九年九月のことであったが、それより五年前に、旧都市領主であったベネディクト戒律に従うアラーハイリゲン修道院が解散し、聖堂参事会（共住聖職者参事会）へと移行した。[1] この歴史上の出来事には、どのような意味があったのか、そしてこの事例が、シャフハウゼンの宗教改革の進展の中で、どのように位置づけられるのかについて実証的に考察したいと考える。

都市と宗教改革の関係を考察する上でベルント・メラー（Bernd Moeller）の学説は、今日でも重要な議論の土台となっているが、次のような問題点などが指摘されている。[2] まずメラーが「聖なる共同体」としての均質的構成員からなる都市共同体の一体性を力説した点が批判され、都市共同体内部の構造分析の不足が提起されている。その他に、メラーが宗教改革の導入に際して市参事会の役割を低く位置づけたこと、西南ドイツやスイスの自由都市やツンフト体制都市に重点を置いて主要な議論を展開したこと、都市の宗教改革においてルター派の

影響を軽視し、改革派の影響を強調した点、外交関係を考察する視点が不足しているという批判などが議論の中心となった。本稿の分析対象であるシャフハウゼンの宗教改革運動は、ツンフト体制を採用する自由都市であったにもかかわらず、メラー説にはあまり適合せず、平民の共同体運動以上に、市当局の外交上の判断がより大きな影響を残したと指摘されたことなどから、特殊な過程を辿ったとみなされている。メラー説の有効性とその限界を検証するためにも、シャフハウゼンの宗教改革運動の背景を考察する学術的意義は十分に存在すると思われる。

次にシャフハウゼンにおける宗教改革の研究史を簡潔に整理して、説明する。それに関する古典的な研究を残したヴィプフ（Jakob Wipf）は、中世の修道院での精神活動や生活に遡って言及し、その実情と宗教改革運動を対比させた上で、丁寧に年代順の教会史中心の叙述を行っているが、基本的に彼の研究には都市共同体の構造分析が欠けている。ヴィプフは小市参事会にはカトリック支持者が多く、拡大市参事会では改革派支持者が次第に増えていったことを指摘してはいるものの、アラーハイリゲン修道院長の改革派への改宗という個人の決断を重要視した。[3] ヴェルナー（Hans Werner）は、アラーハイリゲン修道院の解散に関して、詳細な史料分析を行ったが、しかし彼の研究は宗教改革史全体の流れの中での考察が不足しているように感じられる。[4] シャフハウゼンの全般的な通史の執筆や厖大な史料の編纂に携わったシーヴ（Karl Schib）は、この町における宗教改革の導入の政治性を指摘し、それは国家的利害を優先した穏健な方法による宗教改革であったと規定している。[5] ヘルツォーク（Paul Herzog）は、一五二五年の農民運動との関係で、市内で勃発した葡萄栽培者の反乱を扱い、シャフハウゼンの宗教改革の指導者である説教師ホフマイスターと再洗礼派との関係を指摘した。ヘルツォークは、農民戦争の動乱と宗教改革の進展が中世的な封建的支配関係の崩壊と聖界領主の衰退を促し、それに代わって市参事会の権限が増大したことを指摘しているが、この町の宗教改革全体の過程については、考察の対象としてあまり多くは扱っていない。[6] ホッファー（Roland E. Hofer）は、宗教改革の導入によって、市内の秩序を維持するために設立された婚姻裁判所の役割と機能に着目した。その関連でホッファーは、宗教改革導入の要因として、カトリックが多数を占める小市参事会と改革派支

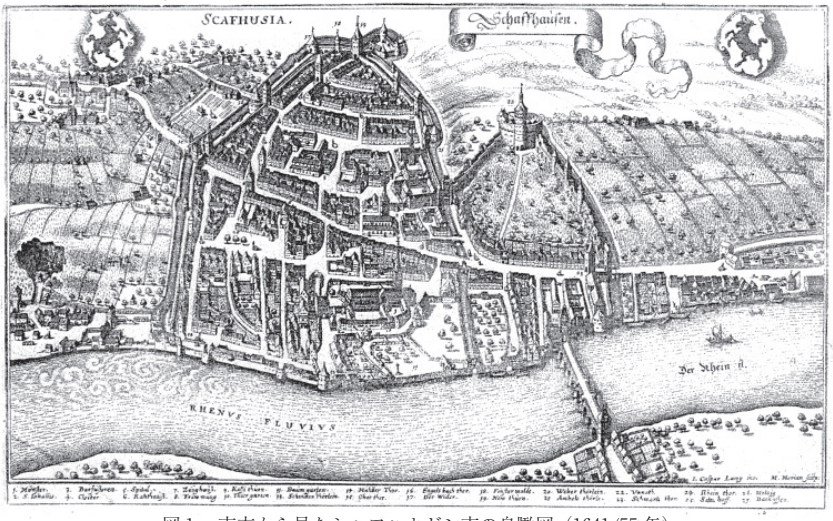

図１　南方から見たシャフハウゼン市の鳥瞰図（1641/55 年）

出典：Walter Elsener / Manfred Weigle, *Der Kanton Schaffhausen in alten Ansichten. Druckgraphiken 1544 bis 1900*, Frauenfeld / Stuttgart / Wien 2005, S. 31.

持者が増えつつあった拡大市参事会の間における対立を指摘しながらも、宗教的な動機以上に、ベルンなどが改革派に移行したことにともなう政治的孤立の危機を克服するために、シャフハウゼン市が現実的な外交政策としてカトリック教会からの離脱に踏み切ったと解釈した。(7) ブリナー（Erich Bryner）も、市参事会による外交上の配慮と政治的決断を重視し、影響力のある宗教指導者が不在の中で導入された特殊な側面を強調し、純粋に政治的な動機で宗教改革が導入されたとみて、ホッファーの見解を継承して展開させた。(8) 研究史全体として、外交上の利害を強調して都市内の共同体運動に対する分析が不足していることと、ヴィプフの研究を除けば、一五二四年のアラーハイリゲン修道院の解散という出来事をあまり重視していないことが挙げられる。確かに小さな領邦であるシャフハウゼンは、南方では改革派の中心地であるチューリヒ領と近接し、その他の方面では主にハプスブルク領に囲まれ、その市民たちは、領外の人々との間に活発な経済交流や人的な繋がりをもっていたので、シャフハウゼン市にとって、外交上の問題は最重要課題の一つであったことは間違いない。しかしながら、宗教改革の展開にはそれ以外の複数の要因が作用していた可能

性も想定される。またスイスでは、ゾーロトゥルンやフリブールのように、改革派の勢力に囲まれながらも、カトリックにとどまった都市邦が存在するので、外交以外の側面を考察することは重要である。以上のことから、宗教改革が勃発する以前の時期における市内の政治的社会的背景を考察し、アラーハイリゲン修道院の解散と宗教改革の導入の関係性を探求する意義は十分にあると思われる。

なお本稿では、アラーハイリゲン修道院の解散契約に関する史料を考察する前に、中世末までのシャフハウゼン市の歴史、特にアラーハイリゲン修道院とシャフハウゼン市の関係史、市内における初期宗教改革運動の展開過程などについて概観する。

第一章　一五世紀末までのシャフハウゼン市とアラーハイリゲン修道院の歴史

（一）中世におけるシャフハウゼンの歴史概観

バーゼルとコンスタンツを結ぶ交通の要衝に位置するシャフハウゼンは、商品の積み換え・集散地として発展し、次第に各地から住民が移住して集落を形成した。その下流にあるライン瀑布の存在が船舶の航行を妨げたので、一旦船荷を陸揚げして、陸路で商品を輸送する必要性があったのである。一〇四五年にエバーハルト・フォン・ネレンブルク伯が、皇帝ハインリヒ三世（在位一〇三九～五六年）からシャフハウゼンにおける貨幣鋳造権・市場開催権を付与されたことは、この地域により一層の経済的な発展をもたらした。[9] 一〇四九年にエバーハルト・フォン・ネレンブルク伯が、現在のシャフハウゼン市内に私有教会としてアラーハイリゲン修道院を建立した。そして、一〇八〇年にネレンブルク家がシャフハウゼン市の統治権をアラーハイリゲン修道院に譲渡し、都市領主としてこの修道院は、シャフハウゼンに関する徴税権・関税権・裁判権・積み荷の集積権・輸送権などを獲得した。この頃市内に聖アグネス女子修道院が、ブルクハルト・フォン・ネレンブルク伯によって、寡婦となった母のために設立された。[10] その後、アラーハイリゲン修道院とその支配地は、皇帝フリードリヒ一世（在位一一五五～九〇年）の特許状によって一一八九年に帝国直属となり、それと同時にシャフハウゼンも帝国自由都市に昇格したと解釈する見解も存在する。一三世紀にはシャフハウゼンに市参事会の存在が確認され、市内で活動していた自由な身分の商人たちを中心に、徐々に都市

図２　旧アラーハイリゲン修道院跡（執筆者撮影）

領主であるアラーハイリゲン修道院に対する自治的な動きが展開していった。一二・一三世紀に周辺農村に居住していた貴族たちが、シャフハウゼン市内へと移住していった。国王フィリップ・フォン・シュヴァーベンが、一一九八年にレーエンとしてシャフハウゼンの代官区と領主権をベルヒトルト・フォン・ツェーリンゲンに授与した結果、シャフハウゼンはツェーリンゲン家の支配下に置かれた領邦都市となり、その状態は二〇年間続いた。しかし、一二一八年にツェーリンゲン家が断絶すると、皇帝フリードリヒ二世（在位一二二〇～五〇年）は再びアラーハイリゲン修道院を帝国レーエンとして認め、それにともなってシャフハウゼンも帝国自由都市に昇格した。[11] 一二七八年五月二七日にハプスブルク家出身の皇帝ルドルフ一世（在位一二七三～九一年）によって、シャフハウゼン市壁外のすべての裁判権から市民が自由であるという特権が付与され、この町の自治権は拡大したのである。

ところが、ヴィッテルスバッハ家出身の国王ルートヴィヒ四世（在位一三一四～四七年）が財政危機に陥り、一三三〇年にチューリヒ、ザンクト・ガレン、シャフハウゼン、ラインフェルデンなどの国王都市を

オーストリア大公に対する抵当に入れてしまった。シャフハウゼン市は、チューリヒやザンクト・ガレンほどの経済力をもたなかったために、自力で抵当権を買い取ることができず、ハプスブルク家による支配を受けた領邦都市へと転落し、その状況は八五年間継続した。古くからシャフハウゼン市内の実権を掌握していたのは都市貴族であったが、一四一一年七月一日にオーストリア大公フリードリヒ四世の同意のもとで、同市はツンフト体制都市へと移行した。このときシャフハウゼン市は、都市領主であるフリードリヒ四世に三〇〇〇グルデンを支払ったのである。[12]

シャフハウゼンにツンフト体制が導入されると、民主的なゲノッセンシャフト的精神に基づく統治原理が発展した。全市民はツンフトに配置されたことから、この町のツンフトが政治的な団体でもあったことは明らかである。ツンフト会館が置かれていた場所を基準に、ツンフトの番号はライン川の流れに沿って順番に付けられていたので、原則として各ツンフトの権限は同等であり、ツンフト間には序列はないとされ、都市貴族の団体は、国制上は第一二番目のツンフトとみなされていた。各ツンフトは、その責任者であるツンフト長と六人委員を選んだ。ツンフト長と六人委員筆頭は、小市参事会の構成員となったので、当初小市参事会は二四名の議員で構成されていた。拡大市参事会に参加していたのは、全小市参事会員とその他の六人委員であった。拡大市参事会は、市長を選出するために一四四一年からは聖霊降臨祭の月曜日に開かれていた。このとき市民は、新市長に対して忠誠のための誓約を行わなければならなかったのである。[13]小市参事会は、全体として立法、裁判、行政に関わる都市の実際的な統治機関であり、市長とともに都市の行政機関の頂点として位置づけられていた。それに対して拡大市参事会は、市民の共同体を代表し、小市参事会に助言を与える機関として機能していた。[14]市参事会員やその他の官吏の任期は、通常一年であった。任期を終えた前市長は、新たに選出された新任の市長の代理者として「市長代行」（Unterbürgermeister）と呼ばれ、実質的には第二市長として政治的な影響力を有していた。通常二人の有力者が、毎年市長の地位に代わる代わる就任した。[15]宗教改革期に市長を交代でつとめたのは、主に商人ツンフトのハンス・ツィーグラー（Hans Ziegler）と鍛冶屋ツンフトのハンス・パイヤー（Hans Peyer）の二人であった。修道院との関係において重要な役職は五人委

員（Fünfer）で、彼らは修道院長とのすべての交渉を担当していた[16]。

ツンフト資格と市民権は、相互に密接に結びついていた。ツンフト会議では、個々のツンフトに属する市民たちが、それぞれの市民集会としてまとまって議論した。また、市民によるツンフトの二重所属は、史料上確認されている。ツンフトは、シャフハウゼンにおける防衛のための戦術上の単位も形成した。一四五四年の突撃条例では全体の兵員総数は、ツンフトに配分され、都市の軍事制度は、ツンフトを基盤として成立していた[17]。都市生活の全領域においてツンフトは、最下部の基本単位として役立っていたのである。ツンフト会館の中でツンフトの構成員は、事柄を処理し、交友を維持するために会合を開いていた。すべてのツンフトがツンフト会館の維持費を調達し、病気になった構成員や貧しい仲間の世話や支援を引き受けた。いわゆる「四季の断食税」（Fronfastengeld）という年四回の税で、ツンフトにとって必要な経費がまかなわれていた。ツンフトは、その構成員に対して独自の裁判権を行使していた。ツンフト長と六人委員は、ツンフト構成員の争いやより小さな問題に関して一〇シリングまでの罰金を科す権限をもっていた。その判決に不服がある場合には、市参事会に控訴することが可能であった[18]。

一四一五年四月六日にコンスタンツ公会議でハプスブルク家が、皇帝の不興を買って窮地に陥った際に、シャフハウゼン市民たちは金銭を支払って、再び政治的な自治権を有する帝国自由都市の地位を回復したのである。一四五四年にシャフハウゼンは、チューリヒ、ベルン、ルツェルン、シュヴィーツ、ツーク、グラールスといった盟約者団の六邦との間に、二五年間という期限付きの最初の同盟を締結した。これによって、帝国自由都市としてのシャフハウゼンの立場が尊重され、外敵からの攻撃を受けた場合には、相互に軍事的な援助を行う義務が約束されたのである。そして、ついにシュヴァーベン戦争が終結した後の一五〇一年に、シャフハウゼンは、スイス盟約者団の第一二番目の邦として満場一致で迎えられたのである[19]。このことは、シャフハウゼンとチューリヒとの関係がより深く密接なものになる契機を創出したのであった[20]。一五二〇年代のシャフハウゼンは人口約三五〇〇人の中都市であり、周辺農村を統治する比較的小さな領邦国家であった。亜麻布の生産と輸出、塩とワインへの関税が都市の重要な収入源となっていたのである[21]。

（二）中世におけるアラーハイリゲン修道院の歴史概観

シャフハウゼン市とアラーハイリゲン修道院は、政治や法の問題に関してほぼ三百年間にわたって対立してきた。[22] アラーハイリゲン修道院には、一〇八〇年以来、長い間「シャフハウゼンの都市領主」の称号が付与されていた。当初アラーハイリゲン修道院は、修道院長と一二人の修道士が所属する小規模な修道院であったが、次第に寄進などによって各地に多くの所領を獲得し、土地領主として発展した。[23] なお大半の寄進は、一一・一二世紀に行われたもので、それ以降は大幅に減少していった。またアラーハイリゲン修道院は、保護権をもっていた教区教会の合体（Inkorporation der Kirche）を通して、その教会を自己の管轄下に置くことによっても、教会財産を獲得したのである。アラーハイリゲン修道院は、教皇アレクサンデル二世（在位一〇六一～七三年）の特許状によって、霊的な事柄において教皇直属の保護下に置かれ、コンスタンツ司教の裁治権から自由な独立した存在となった。そして同修道院は、世俗的な事柄においては、先述のとおりフリードリヒ一世の時代の一一八九年以来、帝国自由な修道院として皇帝直属となり、その修道院長は帝国議会に議席を有し、一四一五年頃にはシャフハウゼン市と同様に、帝国に対して軍役や租税を提供していた。[24]

一一二〇年頃になると、シャフハウゼンは明確に都市として認められ、その住民は文書に市民として記載された。アラーハイリゲン修道院がシャフハウゼンの都市領主であった時代に、商人や手工業者などの市内の住民の多くは自由人であったが、郊外の土地や各地の所領、それに付随した収入源、例えば関税権、市場開催権、貨幣鋳造権、渡航料徴収権、狩猟権、漁獲権などは、同修道院に帰属していた。裁判権や刑罰権、特に市場における問題を審議する権限は、シュルトハイス（Schultheiß）に関係していた。アラーハイリゲン修道院長は、帝国代官の代わりに、シャフハウゼン市の最高位の裁判官をつとめるシュルトハイスを任命していた。それに対して、一二五八年にシャフハウゼン市民出身のシュルトハイスが修道院長によって任命されることを望まずに、都市の裁判権の自立化を目指したが、結局、その試みはこの時点では失敗してしまった。このような出来事があったにもかかわらず、アラーハイリゲン修道院長は、法的に都市領主であり続けたのである。一三世紀後半から、シャフハウゼン市による政治的な自立化の度合いが、次第に高まっていった。フリードリヒ二世とインノケンティウ

ス四世（在位一二四三～五四年）との対立に際しては、アラーハイリゲン修道院が教皇側についたのに対して、既に一二五〇年にシャフハウゼン市は、アラーハイリゲン修道院長に諮問することなく、独自外交を展開し、チューリヒ、ベルン、ゾーロトゥルンとともに、皇帝側を支持した。ルドルフ一世が関わった戦争の際には、シャフハウゼン市は皇帝を助け、そのために自由を付与された。一二九〇年に、シャフハウゼンはアラーハイリゲン修道院長の同意を求めることなく、ヴィンタートゥール市との間で裁判権に関する契約を締結した。この時期になると、同修道院長によるシュルトハイスの任命は、形式的な儀礼にすぎなくなっていた。なぜなら、シュルトハイスの地位は、市内の有力な都市門閥によって事実上独占されていたため、アラーハイリゲン修道院長が立法権や命令権に介入することが難しくなっていたからである。貨幣鋳造権は、早くにシャフハウゼン市に移行していた。都市貴族や市参事会の権威が高まり、ハプスブルク家の政治的な圧力が強まると、シャフハウゼン市に対するアラーハイリゲン修道院の政治的影響力は、次第に薄れていった。同修道院長は、徴税のための古い権利の称号をもってはいたが、一三〇〇年頃にはもはや事実上都市領主ではなくなっていた。前述のとおり、この頃にはシャフハウゼンは帝国自由を獲得し、皇帝に直属していた。(25)

シャフハウゼン市が経済的な繁栄を享受し始めると、逆にアラーハイリゲン修道院は衰退へと向かっていった。同修道院は宗教的な中心地としての重要な地位を徐々に喪失し、アラーハイリゲン修道院への寄進は次第に減少していった。一三〇〇年五月二三日にコンスタンツ司教は、重い借金に苦しんでいるアラーハイリゲン修道院の問題に対処し、その後すぐにオーストリア大公ルドルフ三世が介入する意志を示した。アラーハイリゲン修道院の衰退理由としては、様々なものが想定されている。もともとアラーハイリゲン修道院は裕福な修道院であり、その所領や財産は各地に散在していた。遠隔地にまで分散していた様々な所領を統一的な組織で経営することは、時代とともにより一層困難になっていた。そのことが多くの策動や訴訟の原因となり、しばしばアラーハイリゲン修道院長を困らせた。直接的な管理が可能な周辺地域の所領に対して同修道院長は、その経営のためにあまり多くの時間や労力を費やすことはなかったが、遠方にある所領の管理は、代官や荘官などの地方の役人に任せる

必要があり、しばしばそのことが重い問題となっていた。その役人層の組織は、地域によって多様であり、決して統一的なものではなかった。荘官たちは、自分にとって有利な立場を拡充しようと画策し、同修道院からの独立を志向し始めた。中世後期の農業危機以降、アラーハイリゲン修道院は、領主として農民の土地保有条件の改善を認めることを余儀なくされ、農民や村落共同体の自立化が進展し、同修道院の土地領主権は総じて弱体化した。アラーハイリゲン修道院は、遠方に散在している所領や特権を交換、売却、購入などによって整理し、シャフハウゼン近郊にそれを集めようとした。特に一四・一五世紀にアラーハイリゲン修道院による所領の購入は活発化し、開墾による耕地の拡大を試みていた。アラーハイリゲン修道院が所領を売却した事実に関わる史料は、一二世紀には確認できないが、一四世紀になると、所領の整理のためにその売却が行われ、特に一四七四年以降に遠方の所領は頻繁に売り渡された。また世俗権力からの強い圧力や経済的困窮によって、アラーハイリゲン修道院が所領の放棄を余儀なくされた場合もあった。市場開催権、さらにそれに関わる裁判権や関税などの徴収権は、都市やその商人の勢力が増す中で、シュルトハイスの自立化の影響もあって、徐々にアラーハイリゲン修道院から奪われていった。同修道院の貨幣鋳造権は、先述のとおり、実質上早くからシャフハウゼン市によって占有され、一四世紀には関税徴収権も、同市のもとに移行していた。[26] 一六世紀には様々な貢納の金納化が進展し、アラーハイリゲン修道院は貨幣経済の動向により一層巻き込まれていった。

修道院内部の内紛、特に修道院長と修道士たちの間の対立も、アラーハイリゲン修道院の衰退の要因となった。修道士たちには、貴族出身者が散見され、それ以外には富裕市民層出身者ないしは大学で学んだ人々が多かった。修道士たちは、アラーハイリゲン修道院長の選出権をもっていた上に、初期の頃から行政問題に関する共同決議権を保持していたが、そのような特権がしばしば濫用されたので、同修道院長は修道士たちと対立し、過去に二人の修道院長が同修道院から逃亡し、コンスタンツ司教のもとで保護されたのである。また、アラーハイリゲン修道院長の中には、独断で失政を積み重ね、同修道院を財政危機に陥らせた者が確認できる。[27] このことは、シャフハウゼン市やオーストリア大公に介入する機会を提供し、アラーハイリゲン修道院の弱体化をもたらしたので

ある。とりわけ修道士たちの生活習慣や放漫な修道院経営も周囲からの不評を買い、同修道院の地位の低下や財政難の一因となっていた。そのような財政危機に対処するために、一三一〇年二月には修道院長と修道士たちの間に、修道士の数を四〇人に制限する規約が結ばれ、一三二五年には収入の分配と聖職禄の確保に関する契約が成立した。[28]

シャフハウゼンがハプスブルク家の領邦都市であった時代（一三三〇～一四一五年）に、同市に対するアラーハイリゲン修道院の影響力は一層弱まっていった。ヨハネス・イム・トゥルン（Johannes Im Thurn）が修道院長をつとめていたときに、市民たちが一度同修道院長を捕縛するような事件が発生したため、そのことに対してコンスタンツ司教は、市民に破門を通達し、フェーデを発動した。さらに、修道士たちとの軋轢によって、同修道院長が支持者と共にアラーハイリゲン修道院から逃亡してしまうという事件が起こった。一三三一年にオーストリア大公オットーは、家来を派遣して、同修道院の諸業務を代行させ、両者に和解を促した。一三三三年にシャフハウゼン市参事会とシュルトハイスの前で、次の修道院長ヘンカールト（Jakob von Henkart）と修道士たちは和解に至った。オーストリアの統治下でシャフハウゼン市が経済的に繁栄すると、以前の都市領主であったアラーハイリゲン修道院との対立はより一層先鋭化していった。[29] 一四世紀中頃までシャフハウゼン市内における家屋の登記は、シュルトハイスの前で行っていたが、その際にアラーハイリゲン修道院に対して登記料として一フィーアテル（ein Viertel）のワインを支払わなければならなかったとされていた。[30] これに対して市参事会は、大胆にも登記に関する権利を主張した。それに対して、同修道院が激しく反駁し、十分の一税や地代に関する権限などを含めて強く抗議したので、紛争が生じた。さらに一三七二年の大火で書類が消失すると、両者の争いは一層深刻になっていった。ここに二つの公的な法制度が対立したのである。その結果、アラーハイリゲン修道院は軍事・政治・徴税に関する事柄において、次第に都市の法令に従わなければならない状況に追い込まれていった。[31]

一三七七年三月に、都市領主であったオーストリア大公レオポルト三世の主導のもとで両者の申請に対して合意文書が成立し、その書類には、大公、アラーハイリゲン修道院長、シャフハウゼン市参事会という三者の捺印が確認されている。この文書は„Uebertrag“と呼ばれ、

その契約書は、以下のような内容を含んでいた。それによれば、貨幣鋳造権については、シャフハウゼン市がその保有権をもち、アラーハイリゲン修道院長は、市内の果樹園や薬草園に関する小十分の一税の徴収権を所持し、ワイン十分の一税については、赤いワインに関するものなら、質のよい赤いワインで支払われるべきであり、そのことは白いワインにおいても妥当するとされた。さらに、以前に十分の一税の支払い義務から償還によって自由になっていた者が、一三七二年の火事でその文書を喪失した場合には、二人の信頼できる人物の証言によって、その支払い義務の免除が立証可能であると規定された。アラーハイリゲン修道院の農奴に対する権限は、これまで通りに存続し、もし地代の支払いで争いが生じた場合には、その権限に関してアラーハイリゲン修道院長は、一人の俗人と一人の修道士の誓約に基づいた証言や、それと結びついた古い目録や台帳に依拠して証明できるとされた。[32] さらに、もし俗人の証言者がいない場合には、二人の司祭の証言で有効とされた。Uebertrag では、アラーハイリゲン修道院がもっていた市内と周辺農村に関わる旧来の租税徴収権は認められたのである。家屋の登記は、修道院長と修道士によって任命されたシュルトハイスの前で行われ、一フィーアテルのワインに相当する登記料が支払われることになったが、その問題に関する同修道院の権利は部分的に制限されることとなった。これによって、アラーハイリゲン修道院やその修道士と、シャフハウゼン市やその住民との間に関わる権限が詳細に規定されたのである。

シャフハウゼン市民と修道院との間の争いを審理するため、先述の五人委員による裁判（Fünfergericht）が、一三七七年にハプスブルク家の統治下で新たに設置された。このときの五人委員は、オーストリアの代官であった裁判長に加えて、アラーハイリゲン修道院長によって任命された二名の陪席判事、市参事会によって任命された二名の陪席判事で構成されていた。五人委員の裁判は、シャフハウゼンが領邦都市から自由都市に再び昇格した以降も、さらにはアラーハイリゲン修道院の廃止後も、その形態を変えながら存続した。この当時の領邦君主であるハプスブルク家によって、法的紛争の際にシャフハウゼン市とアラーハイリゲン修道院の間には同等な権利が確認された。上級裁判権、つまり流血裁判権は、以前の帝国代官、このときにはハプスブルク家の代官に属した。流血裁判を含まない市民の裁判は、市参事会ないし

は都市の裁判に属した。修道院領民に関する修道院の特別な裁判は、アラーハイリゲン修道院の建物内での裁判（Pfallenzgericht）で実施された。上訴裁判としてロットヴァイルの宮廷裁判所が機能し、一五世紀末以来、帝国最高法院や帝国宮内法院が神聖ローマ帝国内の最高裁判として訴訟を審理した。さらにシャフハウゼン市とスイス盟約者団との政治的結びつきが強まると、重要な争いは、盟約者団の仲裁裁定あるいはチューリヒ市参事会によって、解決されることもあった。[33]

一四世紀後半における修道院の経営状況の悪化は、経済的な問題における修道院の自由を制限するために、オーストリア大公が介入する契機をもたらした。三人の修道院の世話人（Klosterpfleger）は、重要な権利や所領の売却の際に干渉した。アラーハイリゲン修道院の財政改善のために、場合によっては教皇が支援した。教皇がアラーハイリゲン修道院による幾つかの教会の合体を許可したので、それらの教会に対する保護権（Patronatsrecht）を、同修道院がもつこととなった。合体された主な事例としては、一四〇〇年頃のガイリンゲン、ヴォルフェンハウゼン、ビルデルツハウゼン、一四一八年のベリンゲンとアンデルフィンゲンなど教会の場合が挙げられる。それにもかかわらず、総じてアラーハイリゲン修道院の経済的な状況は改善されることはなかった。また、同修道院の財政難や修道院長と修道士の対立は、アラーハイリゲン修道院の衰退を助長し、最終的に同修道院がシャフハウゼン市の強い影響下に置かれる要因の一つとなったのである。[34]

一五世紀初めに、シャフハウゼンがハプスブルク家の領邦都市から、再度帝国自由都市に昇格したときに、アラーハイリゲン修道院が穀物やワインに対する関税を、シャフハウゼン市に支払うべきかという問題が発生した。その際、ヘーガウの部隊長ハンス・フォン・ヘンブルクやコンスタンツ市長による仲裁裁定が行われ、アラーハイリゲン修道院長とその修道士もシャフハウゼン市民なので、彼らには支払う義務があるとされた。ここにはじめて、同修道院長は都市領主ではなく、シャフハウゼン市民であるという考えがはっきりと表明され、アラーハイリゲン修道院の特権的な地位は実質上その終焉を迎え始めたのである。一四六一年にユーバーリンゲン市参事会も、アラーハイリゲン修道院の教会聖職禄受領者は、シャフハウゼン市の一般的な租税から免除されないという裁定を行った。修道院よる財源確保のためにこの時期

に行われた諸改革は、成果がないわけではなかったが、浪費家の修道院長も登場したため、アラーハイリゲン修道院長と修道士たちとの間にはしばしばトラブルが発生したのであった。[35]

一五世紀後半にアラーハイリゲン修道院長をつとめたコンスタンツの名門出身のコンラート・デティコファー（Konrad Dettikofer）は、中世後期の同修道院の歴史において、最も重要な聖職者の一人であり、修道院を再建するための努力を熱心に試みた人物であった。彼は新しい鐘の鋳造、修道院の改築、聖ヨハネ教区教会におけるオルガンの設置などに携わり、アラーハイリゲン修道院の改善と旧来の特権の回復を試みた。彼の時代以前の一三・一四世紀において、同修道院では、建物の増改築はほとんど行われていなかったのである。[36] また、アラーハイリゲン修道院は、地代、十分の一税、牧草地の干し草、修道院長代理の選出などに関わる権限の問題において、聖アグネス女子修道院とのトラブルをかかえていた。[37] 両修道院は、同じベネディクト戒律に従う系列の修道院に属し、ネレンブルク家の私有修道院として設立されたという共通点をもっていたが、中世後期には聖アグネス女子修道院がアラーハイリゲン修道院からの自立化を志向し、両者はしばしば対立していた。コンスタンツ司教の公認の文書によって、アラーハイリゲン修道院が、合体された教区共同体の司祭選出権を引き続き所持するという慣習法が確認された。デティコファーは、修道院行政の簡素化を行い、収益の少ない権利を売却し、利潤の多い権利を新たに獲得した。アラーハイリゲン修道院はシャフハウゼン近郊やライン瀑布周辺に十分な漁獲権をもっていた。また彼は、訴訟を頻繁に行い、少なくとも二〇の訴訟に関与し、しばしば勝訴した。[38]

デティコファーは、シャフハウゼン市に対して重要な訴訟を行った。私法上の問題だけではなく、公法に関わる問題に対しても、この修道院長は皇帝から認められた法と特権に依拠して、五五条項の抗議書を提出した。この抗議書とそれに対する市参事会の返答は、多くの写本があるにもかかわらず、日付が明記されていないが、恐らく一四八〇年に作成されたものと思われる。この争いにおける重要な事柄に関して両者の合意を得るために、仲裁に入ったのがスイス盟約者団に属する人々であった。上述のように、シャフハウゼンが正式に盟約者団の構成員として認められるのは、それから約二〇年後のことであるが、既にこの時期には両者の外交的な関係が深まり

つつあったのである。今回派遣された仲裁使節は、チューリヒ市長ロイスト（Heinrich Röist）、シュヴィーツの参事会員でトゥールガウの地方代官をつとめていたケッツィン（Ulrich Kätzin）、ウンターヴァルデンの元郡長（altamman）であったツベルン（Clas von Zubeln）の三人であった。この出来事を切っ掛けに成立した合意は、修道院廃止まで有効であった。[39]

アラーハイリゲン修道院長デティコファーによって提出された五五条項の抗議書の内容について概略的に記すと、次のようなものを含んでいた。[40]第一条項の序文で、修道院長は、一一一一年九月四日のハインリヒ四世の特権（実際にはハインリヒ五世の特権）に依拠して抗議し、[41]皇帝が同修道院の特権や自由を侵害した者に対しては、一〇〇プフント（Pfund）の罰金を科すことができると定められていると主張した。第二～七条項ではアジール権が要求され、第八～一四条項ではシャフハウゼン市民が同修道院の皇帝特権に違反した場合には、シャフハウゼン市参事会の裁判よりも同修道院内での裁判の方に権限があると主張され、第一五・一六条項ではラウフェンにおける関税が問題となり、第一七条項では同修道院の近習への課税が問題視され、シャフハウゼン市が、同修道院の聖職禄受領者あるいは近習を市民にとして扱い、徴税の対象に含めたことに対する同修道院長の反発が提起された。第一八条項では修道院内の手工業者についての訴えが提示され、第一九条項では塩館（Salzhof）における関税権は、修道院の設立者によって同修道院に贈呈されているので、それは同修道院が保有しているはずのものであったが、シャフハウゼン市参事会の改革によって、関税からの収入が減ってしまったことに対する苦情が提出された。第二〇～二六条項では、塩の関税、市場の場所代、市場における家畜の関税などが取り上げられ、第二七条項では修道院関係者がアラーハイリゲン修道院の門や戸を一旦閉めたにもかかわらず、シャフハウゼン市参事会が暴力でそれを押し開けてしまったことに対する抗議がなされ、第二八条項では施療院と果樹園のそばの小道沿いにある酒場の後ろに、仕立屋が菩提樹を植えてしまったことに対する罰金が提示された。第二九条項では、シャフハウゼン周辺の土地はアラーハイリゲン修道院に属しているにもかかわらず、同修道院に地代を支払っている農民が、牧草地を利用できずに困っていることが問題視された。第三〇～三四条項では、同修道院の水車小屋とその周辺地区、水利、河川、裁判権、そ

のすべての付属の諸施設などは、以前からアラーハイリゲン修道院に属していたにもかかわらず、今日において同修道院は、水車小屋からの収入より多い支出、つまり一〇〇プフントの支払いを毎年強いられていることが苦情として提出された。第三五～三八条項では、十年以上前までは、修道院の自由な特権に基づいて軍役は免除されていたが、しかし、シャフハウゼン市がアラーハイリゲン修道院に、修道院長の意に反して、修道院長と修道士は市民であるとして、馬車、荷車、下僕を提供するように強いていることが問題視され、第三九条項では、落雷時に警告のために鐘を鳴らす仕事の負担が提起された。第四〇条項では、死者追悼のミサと喜捨に対して、一六プフェニヒ（Pfennig）をシャフハウゼン市に納入していることが苦情として提出され、第四一～四三条項と第四七条項では、十分の一税や市外市民に関する五人委員の裁判による判決についての不満が提出され、第四四～四五条項では、シャフハウゼン市が、アラーハイリゲン修道院の隷農（Hintersässen）や誓約民（Geschworene）を、市民として不当に受け入れていることが問題視された。第四六条項では、修道院長と仕立屋ツンフト長との間に起こった地代をめぐるトラブルにおいて、五人委員の裁判ではアラーハイリゲン修道院に不利な判決が出されたことに不満が提出され、第四八条項では十分の一税に関する抗議が提出された。第四九～五〇条項では、登記に関する権限が侵害されたことに対する苦情が提出され、第五一条項では、市内に住むアラーハイリゲン修道院の農奴が、謝肉祭の鶏や死亡料の支払いを拒否したことが訴えられ、第五二条項では郊外における狩猟について苦情が提出された。第五三条項では、ワインに賦課された関税（Umgeld）に関わる問題が提起され、ワインの量を測るための単位であるマース（Maß）が都市の基準に代えられてしまったことが問題視され、第五四条項では水車小屋関税（Mühlenzoll）とワインにおいて、同修道院長が以前より高い負担を強いられていることに対する苦情が提出され、最後の第五五条項では、シャフハウゼンの都市領主であるアラーハイリゲン修道院長は他の市民と同様に市民であると、都市当局がみなしていることに異論が唱えられた。

この訴訟において修道院長デティコファーは、多くの点でシャフハウゼン市に有利な裁定を下したスイス盟約者団の判断に従わざるをえなかった。もはやアラーハイリゲン修道院は、帝国自由な修道院であったにもかかわ

らず、独立した政治的機能を有する存在として市内に君臨することはできなくなっていた。また、このとき既にアラーハイリゲン修道院長が、皇帝から帝国議会に招集される権利が認められていた事実を、シャフハウゼン市参事会との争いにおいて、有効に利用することは難しくなっていたのである。同修道院長と修道院は都市の法令に従い、修道士たちは納税義務のある市民のように扱われ、その代わりに都市の保護と庇護を受けた。今やシャフハウゼン市が、同修道院の保護領主に類した役割を担っていた。なおすべての霊的な権限、私法的な権限、代官区に関わる支配権などは、このときにはまだアラーハイリゲン修道院に確保されていた。同修道院長は、一四八九年に帝国の軍隊のための分担金を支払わなければならなかったが、しかしシャフハウゼン市は、以前からスイス盟約者団の諸邦と同様に、その分担金の供出を怠っていた。皇帝マクシミリアン一世とスイス盟約者団との間に勃発したシュヴァーベン戦争（一四九九年）は、実際にアラーハイリゲン修道院にも様々な重荷をもたらした。同修道院が中世からの法文書を根拠にして新しい時代の流れに抗うことは困難であり、既に衰退の一途をたどっていたアラーハイリゲン修道院にとって、興隆しつつある都市に対する戦いは、敗色濃厚な様相を呈していた。さらにシャフハウゼン市が、スイス盟約者団との同盟に加入したことは、同修道院の運命を決定づけた。以後スイス盟約者団による仲裁裁定では、しばしばシャフハウゼン市に有利な判決が下されていた。しかも、一五世紀末からアラーハイリゲン修道院の修道士たちの生活態度は、道徳的に荒廃し、そのことが市民からの支持を失う要因の一つとなっていた。[42]

アラーハイリゲン修道院長デティコファーは、その晩年においても修道院の権利ためにさらに訴訟を行った。彼はパラディース修道院に対してライン川の漁獲権をめぐって争い、ルプフェン伯との間にグラーフェンハウゼンの裁判権の所在に関して闘い、領民に対してヴタッハ川の水車小屋の権利を主張して争ったのである。一四八九年にデティコファーは修道院長を退き、その地位を引き継いだのはハインリヒ・ヴィッテンハン（Heinrich Wittenhan）であった。そして、その次に就任した最後の修道院長であるエゲンストルファーの時代（一五〇一～二四年）には、彼の優れた行政手腕などによって、確かに修道院の経営は好転し始めてはいたが、しかし政治的権利をめぐる都市と修道院との戦いは既にほぼ決着し

ていた。[43] このような状況下で、宗教改革運動が勃発したのである。

第二章　シャフハウゼンにおける初期宗教改革とアラーハイリゲン修道院長ミヒャエル・エゲンストルファー

（一）一五二四年五月までの宗教改革運動の展開

一五二〇年頃からシャフハウゼンとその周辺地域に、ルターの著作が流布し、宗教改革運動の小波がたち始めていた。近隣のチューリヒと同様にこの都市にも、新しい福音を心から受け入れる準備をしていた人々の小さなグループが存在していた。一五二〇年代から三〇年代にかけて、シャフハウゼンにおいてカトリックとプロテスタントの対立は、決して完全には沈静化することはなかった。そのような激動の時代は、シャフハウゼン史の中で重要な意味をもったのである。[44] 当初市内でルターの著作を講読していたグループは、全体として二つに分けられる。つまり、アラーハイリゲン修道院長ミヒャエル・エゲンストルファー（Michael Eggenstorfer　一四七三頃～一五五二年）を中核としたものと、医者のヨハネス・アデルフィ（Johannes Adelphi）を中心としたもの

である。シュトラースブルク出身で人文主義的な教養のあるアデルフィは、一五一四～一五二三年の間、医者（Stadtarzt）の職務に就いて、市内で影響を与えていた。彼はエラスムスなどのバーゼルの人文主義者との繋がりを有し、医学・歴史・教育・宗教関係の著作の編集者や起草者であり、『エンキリディオン』などのエラスムスの著作をドイツ語に翻訳し、ルターの思想から影響を受けていた。彼は福音書とパウロ書簡を熱心に講読し、さらにルターの著作を輪読する読書サークルに参加し、ザンクト・ガレンの人文主義者ヴァディアンとの間に親交をもっていた。[45] アデルフィは、ルターのドイツ語の著作『ライプツィヒの山羊エムザーの超キリスト教的・超霊的・超学問的な著書に対する博士マルティン・ルターの回答』（一五二一年）の内容に共感していた。[46] それほど有名ではないルターのこの著作が、シャフハウゼンの読書サークルで読まれていた事実から、一五二〇年に公刊されたルターの主要な著作の内容については、アデルフィの仲間たちがほぼ把握していたのではないかと推定される。アデルフィは、ルターによる新約聖書のドイツ語訳が公刊されると、すぐに購入したのである。[47] アデルフィは、医療だけではなく翻訳家としても活動し、彼はエ

ラスムスの著作の他に、この時代の最も影響ある説教師の一人として教会や社会の欠陥を大胆に糾弾していたヨハネス・ガイラー・フォン・カイザースベルクの著作を、ドイツ語に訳していた。[48] このようにアデルフィは、熱心なルター支持者となった。聖ヨハネ教会の教区付き司祭（Leutpriester）であるマルティン・シュタインリン（Martin Steinlin）も、宗教問題に関して重要な役割を担っていた。当初シュタインリンは、アデルフィたちの教会改革運動のグループに属していたが、カトリック教会との分裂がより鮮明になると、その仲間から脱退してしまった。[49] 後にシュタインリンは、一五二三年の第二回チューリヒ公開討論会に参加し、ミサは犠牲であるという立場を表明し、ツヴィングリによって厳しく批判されたといわれている。[50]

アデルフィのグループには、その他ルートヴィヒ・エクスリ（Ludwig Oechsli　一五〇〇頃～一五六三年）などが属していた。エクスリは、一五二〇年にヴィッテンベルク大学で勉学にいそしみ、学生としてルターたちによる教皇勅書の焼却に居合わせ、一五二一年には修士号を取得した。そして彼は、シャフハウゼンのラテン語学校の校長をつとめ、後に都市の行政にも影響力をもつようになっていた。シャフハウゼンの宗教改革支持者とルターとの間の直接的な結びつきを作り上げたのは、このエクスリであった。シャフハウゼンにおける初期の教会改革思想は、恐らくルターやメランヒトンから由来していた。一五二二年中頃までシャフハウゼンの宗教改革は、知識人中心の少数者の活動にとどまっていたと評価すべきである。[51] なお、一五二一年一月にウルリヒ・ガルスター（Ulrich Galster）という名のアウクスブルク出身の老人が、シャフハウゼンにおける宗教改革運動と関連した最初の殉教者として処刑されたと、解釈する研究者がいる。[52]

一五二二年に選挙規定が変更され、拡大市参事会員に選出されるためには一〇年以上市民であることが条件とされ、小市参事会員に選ばれる資格として、二〇年以上市民であり、かつ正式な結婚で生まれた嫡出子であり、そして年金生活者ではない者であることが明記された。この時期の小市参事会の多数派は保守的で、古い宗教制度に愛着を感じていた。その大半の構成員は、物質的にも個人的にもカトリック教会と結びついていた。一五二〇年代後半に拡大市参事会で改革派が多数を占め、宗教に関する十分な発言権を得るまでは、シャフハウゼンに

宗教改革は導入されなかったのである。都市貴族層は、総じて宗教改革に対しては慎重な態度をとっていた。シャフハウゼンのフランシスコ会のリーダーであったロルフ・シリング（Rudolf Schilling）は、宗教改革に敵対する中心人物の一人であった。小市参事会で影響力のあったウルバン・ユンテラー（Urban Jünteler）の娘たちは、ルツェルンの名望家のカトリック支持者と結婚していた。ツィーグラー（Ziegler）、ムルバッハ（Murbach）、ザイラー（Seiler）などの一族も、宗教改革に敵対的でカトリック勢力と緊密な関係にあった。一五二二年末には、宗教改革支持派は小市参事会内で少数派にとどまり、改革反対派の勢力が強まっていたのである。[53]

修道院長エゲンストルファーの周囲に集まった宗教改革を支持する知識人の小さな集まりが、当初は大規模な社会運動を引き起こすことはなかったが、しかし一五二二年からその情勢は変化した。シャフハウゼンの宗教改革者として活躍し、それを民衆的な運動にまで発展させたのは、フランシスコ会士のゼバスティアン・ホフマイスターであった。彼は一四九六年に車大工の息子としてシャフハウゼンで生まれた。[54] ホフマイスターが故郷のシャフハウゼン市に帰還してきたときに、以前とは全く異なる形の宗派対立が発生したのである。ホフマイスターは、パリ大学で聖書について深く学び、博士号を取得し、そこでジャック・ルフェーヴル・デタープル（一四五五頃～一五三六年）からの影響を受けて、人文主義的な教養を身につけた。詩編やパウロ書簡の註解を著し、聖書のフランス語訳を試みたルフェーヴル・デタープルは、義認論などにおいて明白にはカトリック教会の立場と決別することはなかったが、当時の教会の状況を批判して、教会や修道院の改革に取り組んでいた。[55] 一五二〇年にホフマイスターは、パリでの迫害を契機にして、スイスに戻ってきた。彼はチューリヒのフランシスコ会において、聖書教師（Lesmeister）の地位を得て、すぐにツヴィングリとの間に交友関係を築いていた。その年にホフマイスターは、コンスタンツへと移動した。[56] ここからホフマイスターは、ミコニウス[57]やヴァディアンと文通し、ルターの思想に感激して手紙を送ったが、それに対するルターからの返事の手紙は残ってはいない。[58]

ホフマイスターは、一五二二年初めにルツェルンでフランシスコ会の聖書教師として活動し、聖人崇拝や様々な教会の伝統的慣習を批判して、異端の嫌疑を受けた後、チューリヒに逃亡した。一五二二年五月末あるいは六月

初めにホフマイスターは、シャフハウゼンに戻り、聖ヨハネ教区教会で説教師として活動し、信仰義認論と聖書主義を唱えたので、多くの人々が彼の思想に感化された。ホフマイスターが宗教改革運動に積極的に関与することによって、聖アグネス女子修道院の修道女などに対しても影響を与えたために、シャフハウゼンではチューリヒの動きと並行して、宗教改革が進展したと思われる。ホフマイスターの聖餐論は、キリストの臨在を認めない点において、ツヴィングリの立場に近いものだったと思われる。[59] ホフマイスターは、宗教改革的な意味での礼拝改革を提唱し、彼の影響で多くの儀礼ときらびやかな装飾品が教会から消えていった。ホフマイスターが短期間のうちに市内で多くの支持者を獲得したため、一五二二年末には彼に対するカトリック教徒からの反発が高まっていた。[60]

この頃市参事会は、市民の信じる宗教に関する決定権をもっていることを明白に主張していた。この要求は、一五世紀から都市が修道院や教区教会に干渉し続けた結果、市参事会が獲得しつつあった政治的成果を意味していた。前述のとおり、都市による教会の統制が進展し、教会統治のあり方が根本的に変化していたのである。純粋に教会関係の事柄においては、シャフハウゼン市に対する司教権力の介入はもはやほとんどみられなくなっていた。市参事会は一五二二年の条令で二四の祝日を廃止したが、その内容にアラーハイリゲン修道院長エゲンストルファーも疑いなく同意していた。というのも、祝祭において、神と聖人に反する所業、つまり暴飲、浪費、社会的病弊、踊りなどが行われ、それは彼にとって有益な行為とは思われなかったからである。祝日の廃止は、外見上最初の宗教改革的な政策であった。[61] コンスタンツ司教フーゴ・フォン・ホーエンランデンベルク（Hugo von Hohenlandenberg）は、この条令に対する所見を含んだ書状を送り、司教区の二人の聖人である聖ペラギウスと聖ガルスの祝日は今後も存続させるべきだという見解を非常に控えめに付言したが、効果なく終わった。コンスタンツ司教とシャフハウゼン市参事会との間の関係は、次第に世俗的なものへと限定されていった。[62]

シャフハウゼン市参事会は、バイエルンからミュンスター（大聖堂）の司祭としてカトリックのエラスムス・リッター・フォン・ロットヴァイルを呼び寄せて、カトリックとプロテスタントの勢力状況における均衡を保とうとした。そして、リッターとホフマイスターとの間に

図３　シャフハウゼンのミュンスター（大聖堂）（執筆者撮影）

説教壇戦争（Kanzelkrieg）が起こった。論争の中で次第にリッターは改革派へと移行していった。この頃市参事会が教会改革に対して総じて消極的な態度をとったことに対して、不満を感じる市民が増えていった。[63] 一五二三年一月二九日にチューリヒ市参事会は、第一回公開討論会を開催した。ホフマイスターはそれに参加し、ツヴィングリの側に立ち、聖書は信仰の唯一の源として有効であるという原理を主張した。市参事会の決定によって、聖書主義が宗教的な事柄に関してはチューリヒ市の成文法の原則とされた。討論会に先立ってツヴィングリは、『六七箇条』を執筆して、[64] 自分の主張を正式に提示していた。チューリヒの使者が『六七箇条』をシャフハウゼンの拡大市参事会に提出したが、しかしそれはあまり歓迎されなかった。というのも、この時期のシャフハウゼンの支配層は、宗教改革を正式に導入することに対しては、基本的にあまり興味を示さなかったからである。それにもかかわらず、市内においてホフマイスターの宗教改革的な活動が明確な形では禁止されることはなかった。[65]

一五二三年二月にバーゼルのアダム・ペトリ印刷

所で、ホフマイスターの著作が公刊された。その著作で彼は、スイス盟約者団内部における信仰問題での分裂を終わらせることを主張し、純粋な神の言葉に堅く依拠して、ルターの教説を守り、教皇制を鋭く攻撃した。そしてホフマイスターは、勇敢なチューリヒが神の言葉を真に明らかにしたことを誉め称え、次にベルンを賛美した。そして彼は、ルツェルンを頑なな者として非難した。[66] ホフマイスターは、自分の仕事における今後の行く末に関して希望を抱いていた。彼の関心は、シャフハウゼンにおける宗教問題に限定されることなく、スイス盟約者団全体の宗教改革運動の展開について構想していたのである。情熱的な口調で書かれたパンフレットで、ホフマイスターは一五二三年二月に、宗教改革に敵対的な態度をとっていたルツェルン市に対して攻撃した。匿名の形態で書籍を編集していたバーゼルの印刷所は、ルツェルンから不当なものを出版したことに対する罰金、残りの版の引き渡し、名誉毀損に相当する内容の取り消しなどの要求を突きつけられて、非難されていた。[67] 年代史家シュトッカーは、一五二三年の復活祭（四月五日）の日記でシャフハウゼン市内の様子について、次のように記した。「多くの驚くべきことが起こった。私はルターの事件に関するすべてを書き記すことはできないし、また聖俗の人々、説教やミサ礼拝、修道士や聖職者と関係して発生したすべての出来事をここに書きとどめることはできない。修道士は、相互に説教と神の言葉で対立した。彼らは互いに相手が異端者であるという内容の罵声を浴びせた。各々が相手以上により多くのことを知ろうとした。彼らは、歌い朗唱しながら、教皇の勅令や人間的なものなどをともなう教会の中にある多くのものを拒絶した。枝の主日に、ついに彼らは画架をあちこちに引っ張り回した。粉屋やパン屋は大聖堂から聖ヨハネ教区教会まで歌って移動した」[68] と。このような状況から、シャフハウゼンに聖書主義が導入されたと考えることはやや早急な判断であり、むしろヴィプフの見解のように、小市参事会は、基本的に宗教に関しては中立的で態度未定であったとみる方がより説得的であると思われる。つまり市当局は、カトリックと改革派の両者を容認するような政策をとり、ホフマイスターに保護を約束しながらも、条令によってミサや聖画像を維持して、全体としてはカトリック的な立場にとどまっていた。それは、聖書主義というよりも、宗教上の自由放任の原則に基づいていたと解釈する方がより妥当性が高いであろう。[69] ただし、この議

論に対する最終的な決着のためには、より実証的な分析が求められる。一五二三年四月一一日にホフマイスターは、ツヴィングリに手紙を送り、シャフハウゼンで宗教改革が浸透し、キリストの教えが忠実に受け入れられており、かつて真の信仰の敵であった多くの者たちは正気に立ち帰り、市参事会が教皇や司教からホフマイスターを守ると約束したと報告した。(70)

一五二三年一〇月二六～二八日にチューリヒ市参事会は、第二回公開討論会を開催した。シャフハウゼンは、市内からカトリックの代表者として司祭のシュタイリンを派遣し、改革派の代表者としてホフマイスターを送り、曖昧な外交的立場をとった。その他に、シャフハウゼンから討論会に出席したのは、ベネディクト戒律に従う修道士コンラート・イルメンゼー（Conrad Irmensee）であった。従属邦のザンクト・ガレン市が公的に代表を送ったものの、スイス盟約者団に正規メンバーとして加盟していた諸邦は、シャフハウゼンを除いてチューリヒの招待には応じずに、正式な代理者を派遣しなかった。このような外交政策は、シャフハウゼンを政治的な危険にさらす要因となった。ホフマイスターは、最初の会議で議長をつとめた。これはある意味では、彼の人生の頂点

であった。第二回チューリヒ公開討論会で議論の中心となったのは、聖画像崇敬とミサであった。約九百人が参加したこの会合では、北スイス全体のツヴィングリ支持者の声明が明らかにされ、そこで聖画像崇敬とミサは、聖書に反するものとして非難された。このようなチューリヒの動向とは異なり、シャフハウゼン市参事会は、この問題に対して寛容な態度にとどまったが、ホフマイスターは、市内でさらなる成果を勝ち取った。シャフハウゼンの大聖堂の司祭エラスムス・リッターが改革派に移行し、カトリックにとどまっていた司祭のシュタイリンは、説教職を放棄した。(71) 礼拝は、個々の聖職者たちの意向に従って様々な形態で実施された。ある聖職者は、今までの慣習通りにラテン語でミサを行い、別の聖職者は、ホフマイスターによって作成された規範に基づいてドイツ語でミサを行った。(72) なおホフマイスターと再洗礼派との関係は、後に大きな問題となり、結果としてその案件は、シャフハウゼンの宗教改革運動の進展を妨げることとなってしまった。この頃には、シャフハウゼン近郊の農村でも宗教改革が広まっていた。

一五二四年の復活祭後に市参事会は、条令を公布して聖画像の保護を命じた。市参事会は、再び道徳に関わる

立法行為に着手し、一四・一五世紀に公布した条令の内容を先鋭化し、拡大した。「シャフハウゼン市内の乞食と貧しい人々に関する条令」によって、市参事会は、世俗権力による救貧制度の掌握に向かって決定的な一歩を踏み出した。修道院や教会の内部だけでなく、通りにおいても物乞いは禁じられ、すべての貧民は、二つの大きな市の施設、つまり施療院（Spital）と救霊院（Seelhaus）に移動することを命じられた。アラーハイリゲン修道院と聖アグネス女子修道院は、市の貧民への支出に対する寄付金を毎年提供する義務を負った。私的な慈善行為は、新しい条令によって禁止されることはなかったが、跣足修道士（Barfüssermönche）やベギン会士が喜捨を集めることは禁じられ、それによって生計が苦しくなった者には、毎年の補償金が確約された。さらに市参事会は、聖ヨハネ教区教会において献金箱を設置させた。そのように市参事会は、冷静な決断力と慎重さをもって、宗教的な対立が社会問題にまで発展することを制御しようとしたのである。[73] 一五二四年五月頃にホフマイスターは、マルティン・シュタインリンの代わりに、聖ヨハネ教会の教区付き司祭に就任したが、その際には、アラーハイリゲン修道院長エゲンストルファーが重要な発言権をもっていたと思われる。[74]

（二）ミヒャエル・エゲンストルファーの生涯

アラーハイリゲン修道院の解散に関する一五二四年の史料をより正確に考察するためには、当時同修道院長の地位に就いていたミヒャエル・エゲンストルファーという人物について、時代的に少し遡って、やや詳しく言及する必要がある。エゲンストルファーの生年は一四七三年あるいは一四七五年と推定され、彼がコンスタンツの石工の家系の出身であり、フライブルク大学に派遣されたことは推定されているが、その在学期間は明白には確認されていない。また、彼がその他の大学に通っていたかどうかについてもわかっていない。一四九三年三月一七日にエゲンストルファーは、修道会の着衣式に参加し、一四九四年三月二一日に修道誓願を立てた。一四九六年一〇月一日に彼は初ミサ（Primiz）を主催し、そして一五〇一年九月三日にアラーハイリゲン修道院長に選ばれ、同年九月一九日に叙階された。一五〇二年一月六日に彼は、最初の司教盛式ミサ（Pontifikalamt）を挙行した。[75]

二〇年以上もの間エゲンストルファーは、アラーハイリゲン修道院に属する広大な所領を経営し、それに付随

する支配権を行使していた。先述のとおり、この修道院の所領は各地に散在し、それは東西にはマイエンフェルトから中部ライン地方にまで、南北にはフィーアヴァルトシュテッテ湖やアーレ川流域からヴュルテンベルク地方やアルゴイ地方にまで広がっていた。中近世の修道院の所領経営は、複雑な法的関係のもとにあったので、決してそれは容易なものではなかったのである。他の土地領主との争い、繰り返されてきたフェーデによる貴族の攻撃、あらゆる種類の政治的紛糾、封建的な支配関係の不明瞭さなどが、歴代の修道院長たちを悩ましてきたが、それに十分に対処できるほどの行政手腕をもっていた修道院長は少なかった。一四四二～一四六六年にアラーハイリゲン修道院長をつとめたヴィークザー（Berchtold Wiechser）は、浪費家であったため、かつて裕福であった同修道院を財政難に陥らせ、際限のない混乱に巻き込んだ。その後継者のコンラート・デティコファーは、上述のように、シャフハウゼン市との関係改善を求めて熱心に活動したが、旧来の権利や秩序を完全には取り戻すことはできなかった。一四八九年～一五〇一年の間アラーハイリゲン修道院長に在職していたハインリヒ・ヴィッテンハンも、同修道院を十分には再建することはできなかった。彼は新しい土地台帳（Grundzinsbuch）を作成し、五人委員の前で領民に対して地代の支払い義務を認めさせたが、彼の時代に多くの重要な案件が解決されないままに残されてしまっていたのである。つまりエゲンストルファーがヴィッテンハンの死後修道院長職に就いたときには、やるべき多くの仕事が山積していたのである。[76]

エゲンストルファーの初期在任期間、シュヴァーベン戦争の影響で、皇帝マクシミリアン一世とスイス盟約者団との間の外交関係は悪化していた。エゲンストルファーは、もしアラーハイリゲン修道院長が次の帝国議会に出席しなかった場合には、神聖ローマ帝国から彼が不服従な者として扱われてしまうという威嚇を含んだ内容の諸文書に対処することを余儀なくされていた。また、アラーハイリゲン修道院には、新しい教区教会を設立してほしいという幾つかの訴えが提出されていた。同修道院とコンスタンツ司教との間にも衝突が繰り返し起こり、エゲンストルファーは、土地領主権や抵当権などのアラーハイリゲン修道院の権利を維持するために精力的に活動しなければならなかった。さらには十分の一税の徴収権をめぐる紛争も発生していた。彼は、聖ブラージエ

ン修道院との間に起こった、牧草地や木材伐採権に関する争いに対処しなければならず、シャフハウゼン市やフュルステン伯との間に上級裁判権、森林利用権、狩猟権についての問題をかかえていた。その他にライン瀑布周辺の河川における漁獲権に関するトラブルが発生していた。また、修道院長エゲンストルファーのもとで、所領や支配権の購入あるいはその売却が頻繁に行われた。周辺領主との間にアラーハイリゲン修道院は、領外婚・身分外婚、農奴承認料などの農奴領主権の所在に関わる問題にも巻き込まれ、それを解決する必要に迫られていた。そしてエゲンストルファーには、修道院がもっていた、逃亡者の保護に関わるアジール権を、引き続き維持することが求められていた。彼は、大聖堂内に聖アンナ礼拝堂を建設することに関与し、聖ヨハネ教区教会の側廊の改築に携わり、自ら芸術家として聖書などの宗教的な書物の写本を作成した。彼の庇護のもとにシャフハウゼンに北方ルネサンス文化が一層流入したのである。(77)

エゲンストルファーの修道院長時代の一五二一年に、ハーラウなどの支配権をめぐってアラーハイリゲン戦争が勃発した。シャフハウゼン周辺農村のノインキルヒとハーラウの上級・下級裁判権は、古くからコンスタンツ司教座聖堂参事会に属していた。当時ノインキルヒとハーラウに住んでいた領民は、同司教座聖堂参事会に対して十分の一税に関する訴えを提出していた。領民と司教との対立を利用して、一五二一年八月二〇日にシャフハウゼン市は軍事侵攻を行い、その二つの地域を武力で占領してしまった。このとき、アラーハイリゲン修道院は、政治的にシャフハウゼン市側についた。ハーラウの領民は、スイス盟約者団に属する自由な者という感覚から、この侵攻を歓迎したが、しかしシャフハウゼン市は旧来の支配関係を存続させ、彼らの生活状況の改善にはあまり配慮しなかった。スイス盟約者団の仲裁を経て、ようやく一五二五年に八五〇〇グルデンでシャフハウゼンがコンスタンツ司教からその権限を購入することによって、司教とシャフハウゼン市との間のトラブルは一応の解決に至ったが、自治意識の強いノインキルヒとハーラウの農民たちにとって、そのような決着はとても満足できるものではなかったのである。(78)

福音の前進のためにエゲンストルファーが尽力したことは、修道院長としての高い地位を放棄しかねない危険性を内包していた。エゲンストルファーは、文芸を愛好し、聖務日課を敬虔に守り、封建的な特権を上手に行使

する領主としての風格を兼ね備えていたが、彼は修徳の観点から、当時の修道生活が乱れていると考え、それを是正しようと思っていたのである。エゲンストルファーは、一五二三年の第一回チューリヒ公開討論会のときにはまだ曖昧な立場に立っていたが、次の第二回公開討論会を契機にして、宗教改革の支持者としての姿勢をより明確に示し、聖書とその信仰の促進に役立つことならすべてを実行することを表明していた。彼は、ドイツの神秘主義者ヨハネス・タウラーの印刷版の『説教集』を愛読し、自らの手でその書物の中に数多くの下線と傍注を書き込み、タウラーが修道士の外面的な敬虔さと内面的な敬虔さを対比して言及している箇所に関心を示したのである。[79]

エゲンストルファーに関わる史料としては、彼に宛てて送られた五つの手紙が残っている。そこから彼がどのような人々との間に交流をもっていたのか、そして彼がどのような人柄であったのかについて、部分的に知ることができる。それは、①「ザンクト・ガレンのヨアヒム・ヴァディアンからのラテン語の手紙」（一五二〇年七月二九日）、②「シュタイン・アム・ラインのエラスムス・ファブリティウスからのラテン語の手紙」（一五二〇年）、③「チューリヒの聖堂参事会員であるヨハン・ハグナウアーからのラテン語の手紙」（一五二〇年）、④「ウィーンの大学生である同姓同名の甥ミヒャエル・エゲンストルファーからのラテン語の手紙」（一五二一年三月七日）、⑤「コンスタンツ司教フーゴ・フォン・ホーエンランデンベルクからのドイツ語の手紙」（一五二二年）である。[80]前述のとおり、ヴァディアンは、ザンクト・ガレン市長を経験した人文主義者で宗教改革者の支持者であったが、エゲンストルファーは彼との間に思想的な近さや親密な関係を有していたようである。エラスムス・ファブリティウス（ドイツ語名 Erasmus Schmid）は、ツヴィングリの古くからの友人の一人であり、[81]ヴァディアンとも親交をもち、チューリヒのグロースミュンスターでツヴィングリと一緒に仕事に従事し、第一回チューリヒ公開討論会に出席していた。ファブリティウスがシュタイン・アム・ラインからルターの著作と推定される書籍を、エゲンストルファーに贈っていた形跡がある。その本をエゲンスドルファーは、アデルフィなどと一緒に講読していたと思われる。[82]ヨハン・ハグナウアーは、チューリヒのグロースミュンスターで聖堂参事会員と葡萄酒貯蔵室監督（Vinarius, Keller-

meister）の仕事をしていた人物であり、第二回チューリヒ討論会に参加していた。彼が亡くなったのは、ツヴィングリの死から八年後の一五三九年一〇月一一日のことである。[83] ハグナウアーの手紙では、ミヒャエル・エゲンストルファーの人柄について、善意に溢れて親切で、世話好きで、他者の幸せのために尽力し、若者への理解がある人物として描かれている。修道院長エゲンスドルファーは貧しい学生であった甥に、金銭や衣服の生地を送るなどの援助をしていたようである。エゲンスドルファーの妹アンナは、シャフハウゼンの聖アグネス女子修道院の修道女であり、彼の姪もシャフハウゼンで生活していた。[84]

シャフハウゼンの読書サークルに属する人々とルターとの間に、間違いなく人的交流関係が築かれていたものと思われる。一五一九年には、シャフハウゼンから三人の修道士が北方に赴いて、ルターの知人であるアグリコラと知り合いとなっていた。またエゲンストルファーは、修道士の一人であるマティアス・パイヤー・イム・ホーフをヴィッテンベルクに派遣し、ルターやメランヒトンのもとで学ばせたのである。イム・ホーフは、コリント人への手紙に関するメランヒトンの講義に参加し、その書き抜き集をシャフハウゼンにもち帰ったが、読書サークルの人々は、それを熱心に講読した。ヴィッテンベルク大学で学んだ経験のある、上述のルートヴィヒ・エクスリは、一五二三年八月六日には、アラーハイリゲン修道院の読書サークルの成員として参加していた。また、ゼバスティアン・ホフマイスターも、エゲンストルファーのサークルの中で最も重要な人物の一人であった。エゲンストルファーが主催していた読書会は、活発に活動し、そこにヴァディアンも時々訪問していた。そのような外部からの参加者としては、その他にシュタインのエラスムス・ファブリティウスとヴァルツフートのバルタザール・フープマイアが想定される。[85] このようにエゲンストルファーは宗教改革を推進した修道院長、あるいは宗教改革の先駆者と表現できるような存在であったのである。

一五二四年の修道院廃棄契約以後も、エゲンストルファーは、元修道士たちとともに旧アラーハイリゲン修道院の建物の中で生活し、彼らには共同の食事処、聖職禄、住居が確保されていた。大聖堂での礼拝も、引き続き彼らが担当した。その他の権利と義務に関して、彼らは市民と同等に置かれた。一五二六年にエゲンストルファー

は、スイスの宗教改革の進展のための支援を行った。ツヴィングリの助力者であるカスパール・メガンダーが、コンスタンツ司教の役人によって捕縛され、監獄まで護送される計画になっていた。[86] その一行が旧アラーハイリゲン修道院の敷地を通過したときに、エゲンストルファーは、古いアジール権を主張して、メガンダーの解放を実現させたのである。聖アグネス女子修道院から脱会していた妹のアンナ・エゲンストルファーは、一五二七年一二月二日に、シャフハウゼンでエラスムス・リッターと結婚した。リッターは、ホフマイスター追放後に、この町では最も熱心に宗教改革のために尽力した人物の一人であった。一五二八年に市参事会が聖画像やミサの問題に関して、エゲンストルファーに問い合わせたが、その回答において彼は、ミサは犠牲でも善き業でもなく、神との契約であるという考えを明らかにし、聖餐式におけるキリストの臨在を信じていた。そしてエゲンストルファーは、このようなミサの意味は人々に説明されるべきであり、カトリックのミサを民衆に強制することは許されないと主張した。[87]

シャフハウゼン市が宗教改革を正式に導入する以前に、エゲンストルファーは秘密裏に元ドミニコ会修道女アグネス・ケラーと結婚し、一五二七年三月八日に二人の間に長男が誕生し、一五二八年二月一〇日には次男ミヒャエルが生まれていた。一五二九年の聖ミカエル大天使の日（九月二九日）の後に、市参事会がミサの廃棄を決定し、これまでの礼拝が廃止されると、エゲンストルファーの聖職者としての仕事は、もうあまり多くは残されてはいなかった。シャフハウゼン市が改革派に移行した後しばらくして、彼は一五二九年一二月一八日に教会で正式に結婚式を挙行し、商人ツンフトの成員となった。彼の聖職禄は維持されていたが、しかしそれは既に消滅しつつあった。一五三〇年にエゲンストルファーたちが聖職禄の改善のために市参事会を訪問したときに、今回は要望をかなえることはできないので、その問題の解決は一年後に延期するという返答を受けた。一五三四年のクリスマスの文書では、毎年の年金として、住居、食糧、ワインなどが彼に割り当てられていたが、その内容から判断すると、彼とその妻の生活は少し苦しいものであったと推測される。彼の妻アグネスは、彼より早く一五四六年三月七日に亡くなり、エゲンストルファーに家屋を遺産として残したが、その後その家は売却された。エゲンストルファーは、最期まで旧アラーハイリゲン修道院

の建物で生活した。エゲンストルファーがこの世を去ったのは、妻の死から六年後の一五五二年一月二五日のことであり、その年齢は七〇歳を超えていた。彼の墓は、市民墓地の中に建てられたのである。[88]

第三章　アラーハイリゲン修道院の解散に関する契約内容（一五二四年）について

一五二四年五月一〇日にアラーハイリゲン修道院は、シャフハウゼン市と契約を結び、同修道院が聖堂参事会へと移行することに同意するという重大な決断をくだしたが、その背景には上述したような状況が存在していた。まずこの史料の特質について簡単に言及すると、それは主要契約書（Hauptvertrag）と追加契約書（Nebenvertrag）に分かれている。それに加えて、正式な合意が成立する前に書かれた原案（七枚）も残されている。[89] この契約書の正式な原本自体は、残されていないが、原本の清書の写しが残されている。[90] それは、四〇枚に及ぶ史料ではあるが、押印が付与されていないため、正式文書というよりは当時書かれた原本の写しと判断できる。主要契約書に関してのみ、口述筆記された原本の草案（三三枚）が残されている。[91] 内容上、主要契約書は二三条項に分けられ、追加契約書は一八条項に分類できるが、原典史料に条項番号は付与されてはいない。ここでは、特別に重要だと思われる箇所を取り上げて考察する。

まず主要契約書の序文では、以下のように記されている。「一方の当事者である私たち、シャフハウゼン市内にあるアラーハイリゲン修道院の修道院長とその一般の修道士たち（convent）と、他方の当事者であるシャフハウゼン市自体の市長、大小市参事会は、この文書で以下の内容を明白に確認し、すべての者に告知する。その契約によれば、私たち両者は次のことについて合意した。私たちは、注目すべき強い善き正規の理由から、全能にして私たちの天の父なる創造者である神と、その永遠なる御子で私たちの主で誉め称えられるべき救い主であるキリストに対して、上述の指定の私たちの修道院における霊的ないしは世俗的な事柄において変更を行った[92]」と。ここでこの契約の両当事者が明記され、誰の意志で全体としてどのような分野での変更が行われたのかについて示されている。つまり、アラーハイリゲン修道院長とその修道士たちと、そしてシャフハウゼン市長とその大小市参事会との間で合意が成立し、それによって聖俗の両面における修道院の改革が実行に移されたのである。こ

の史料で同修道院側の了解もあった事実が、はっきりと明示されたことは重要である。

第一条では、次のようにこの契約の根本的な目的が掲げられている。「第一に、私たち両当事者は、私たちがもっている私たちの自由のもとにとどまるべきである。そして、私たち修道院長とその修道士たちは、もはや、修道院長や修道士とは呼ばれるべきではなく、今後一二人の聖堂参事会員（capitulares）であるべきであり、彼らは修道院の財産で、これまで各人に特別な住居と聖職者の養老年金[93]の供与が提示されていたように、居住することはできるが、それ以上の者がそれを認められるべきではない。そして私たちの中から、私たちは一人の首長（obmann）をもつべきである。その者は、その役職のゆえに、聖堂参事会長（bropst）という名で呼ばれるべきである。この聖堂参事会長を、私たち聖堂参事会（capitel）は、信頼できる選挙で、後述する五人の裁判官の前で選ぶべきである。聖堂参事会長は、私たちの良心に依拠して、私たちにとって最も勇敢で適切だと思われる人物であるべきである。五人の裁判官は、私たちからそのような選挙で推薦され、それを受諾した者である[94]」と記されている。

ここでまず、これまで両当事者が享受していた自由は今後も存続すべきことが主張されている。この自由が実際に何を意味するのかは判然とはしないが、それには旧来の特権的立場が部分的に含まれていたことは間違いない[95]。この条項によれば、アラーハイリゲン修道院は解散して聖堂参事会へと移行し、その修道院長と修道士に対しては、聖堂参事会員への名称変更がなされるべきとされた。それにともなって、引き続き一二人の聖堂参事会員は、修道院の建物に居住することが認められ、彼らの中から聖堂参事会長が選出されることとなる。またその選挙は、五人の裁判官によって監視され、聖職者の選出権が部分的に制限されている。五人の裁判官とは、以前から各地の修道院長との交渉を行ってきた五人委員のことを指す。この五人委員の選出方法については、第五条で言及される。聖堂参事会員の定員の上限が一二名と定められたことは、市参事会の影響力を示している。市内でより多くの聖職者が生活することは、市民にとっては経済的負担が増えかねないような事態を意味していた。さらに第一条において、聖堂参事会員やその会長の地位に、死去などによって欠員が生じた場合の選出方法が規定されている。ここで注意すべき点としては、聖堂参事

員によってその会長が選出されることが示されているが、それに対して聖堂参事員の欠員補充選挙については、市長や市参事会と協議しながら、できることならばシャフハウゼン市出身者の中から補充人員が選ばれることが規定された事実が挙げられる。つまり、世俗権力が聖職者の人事権に部分的に介入できることがここに明文化されたのである。その他に第一条では、聖職禄の交換や売買などの取引が禁止され、聖職者の中で還俗したい者がいるならば、資金的な見返りなしに聖職禄を放棄すべきとされた。これらの規定によってアラーハイリゲン修道院は、もはや修道院ではなくなったが、聖職者の団体としては、依然として存続することになったのである。

次の第二条において、「私たち聖堂参事会長と聖堂参事会は、相続に関して、特に誰でも私たちに与えられているものを、ここにいる他のシャフハウゼン市民のように、相続すべきであり、また相続することができる。それに対して、私たち聖堂参事会長と聖堂参事会員の親戚[96]は、いわゆる査定された私たちの聖職者の養老年金から、私たちが貯蓄し、提示できるものを、相続することができる[97]」と規定されている。つまり、聖堂参事会長と聖堂参事会員には、市民と同様に財産の相続権が認められ、さらにその財産は、彼らの親戚によって相続されることが明記されている。この史料は、都市の有力者がアラーハイリゲン修道院との深い繋がりをもっていたことを暗示させる。そして、その関係者が聖堂参事会長や聖堂参事会員の地位を引き継ぐことを前提にして、これからの議論が展開されている可能性が認められるのである。なお当初は、修道院長を除いて一五名によってこの聖堂参事会が構成される予定であったが、その後何かの事情によってその数が減少したと思われる。ちなみにその一五名の姓名を示すと、それはLudwig Kübler, Niclaus Hönysen, Conrad Ramsower, Hans Meßner, Wilhelm Schupp, Constanz Stahel, Hans Schüfeli, Lienhart Ziegler, Conrad Syfrid, Joh. Conrad Irmensee, Conrad Ziegler, Thomas Antonius Ysenschmid, Wolfgang Koch, Mathäus Peyer, Michel Blank であったことが明らかになっている[98]。特にZieglerやPeyerという家名から判断して、その中に二人の市長の親戚と思われる三名の人物の存在が確認できるが、少なくともこのことからアラーハイリゲン修道院が都市有力者との密接な関係を有していた可能性は高い[99]。

第三条では、「アラーハイリゲン修道院はこれまでこ

こシャフハウゼンの聖ヨハネ教区教会（pfarrkichen）の一人の主任司祭も選出し、任命していたので、私たち聖堂参事会長と聖堂参事会には、今後そのような権限が付与され、当然与えられるべきである。しかし私たちは、学識があり勇敢で熟達した人物で、しかも私たちと市長と市参事会にとって適切で好ましい者から主任司祭を提示すべきである。私たち聖堂参事会長と聖堂参事会が一人の主任司祭を選ぶ以前に、私たちはその者を市長や市参事会に事前に届け出るべきであり、市長と市参事会の意志に反していかなる主任司祭も、市長と市参事会に要求してはならない」[100]と記されている。確かにこれによって、聖堂参事会長と聖堂参事会員は、従来通りにシャフハウゼンの聖ヨハネ教区教会の一人の主任司祭を選出し、任命する権限をもつことが認められたが、しかしながら、司祭選出の際には、シャフハウゼン市参事会による強力な人事介入の権限が明記され、その意志に反した人物の任命は許可されないことが明瞭になった。さらに第三条において一人の主任司祭の給料は、毎年総計一五グルデンであり、それを聖堂参事会が負担することになっている。その他に、助手（helfer）や聖具室係の給与についても規定されている。さらにシャフハウゼン市参事会は、聖ヨハネ教区教会の一人の特別な説教師（predicanten）を任命する権限をもつことになっている。しかも、その説教師の給料は、市当局ではなく、聖堂参事会が負担することが示されている。最も重要な点は、これらの聖職者たちが、シャフハウゼン市参事会の意向に反する行動をとった場合には、その者は罷免され、聖堂参事会はその代わりの聖職者を選出し、任命しなければならないとされていることである。聖ヨハネ教区教会という市内で最も重要な教会で働く聖職者の罷免権が、事実上都市当局に帰属することが明文化されたのである。

これまでアラーハイリゲン修道院には、下僕などに命じて馬、荷車、荷馬車、その他の道具を用いて、シャフハウゼン市に関わる建築、工作、運搬のために奉仕を行う義務があったが、その負担から解放されると同時に、第四条では、裁判権などの封建的支配権の所在が変更され、次のように明記されている。「私たち聖堂参事会長と聖堂参事会は、それに代わって都市の共同の事柄のために、…中略…以下のようなものを譲渡した。すなわち、私たちの修道院に所属していた上流から下流の水車用堰（wuere）にあるすべての水車（mülinen）とその水車小屋、それに加えて上述の水車地区に属していた製

粉所、水車用堰、用水、水利、…中略…そしてさらに、ラインハルト（Rinhart）と呼ばれたオークの森（を市参事会に譲渡した）。それによって彼ら（市民たち）は、この水車と水車小屋とその付属物をそこから改良し、改築することができる。もし彼らが上述の水車関連の建造物の利用のために、あるいはその共同の都市の他の建造物のために、木材を必要とするならば、彼らは、それらの木材を、私たちの修道院のすべて森林で、…中略…以前のように伐採することができる。しかし、もし私たちシャフハウゼンの者がそのような伐採を行いたいときには、私たちは事前に聖堂参事会長と聖堂参事会にそのことを提示すべきである。さらにグラーフェンハウゼンとノイハウゼンの下級裁判権と、メリスハウゼンの下級裁判権の半分の権限、それに加えて代官区統治権（vogtrechten）とそれに付随するすべてのもの（を市参事会に譲渡した）。なおもう一方のメリスハウゼンの下級裁判権の半分の権限は、施療院（spital）に属している。さらにランデンにある森林も（市参事会に譲渡した）。…中略…しかし私たち聖堂参事会長と聖堂参事会は、私たちや私たちの後継者に、以下の権限を残した。つまり、私たち（聖職者）は例外なくことごとく、上述の森林において、私たちが望めば私たちの意向に従って、狩人の慣習や仕来りに依拠して、狩猟する権限をもつべきである。そして私たちシャフハウゼンの者は、私たちの費用で一人の森林管理人（vorstmaister）を確保すべきである」[101]と。

この条項から聖堂参事会長と聖堂参事会員は、これまで都市のために行ってきた運搬などの奉仕の義務から自由となったが、その代わりにシャフハウゼン市がアラーハイリゲン修道院から水車小屋などの水利関係の権限、ラインハルトやランデンにある森林に関する権限、グラーフェンハウゼンとノイハウゼンの下級裁判権、メリスハウゼンの下級裁判権の半分の権限、それに加えて代官区統治権などを獲得することになった。実際の運搬の具体的な負担が、どの程度のものであったのかは正確にはわからないが、その負担からの解放の代償として失ったものはかなり多岐にわたっている。第四条の内容は、政治的にも経済的にもアラーハイリゲン修道院にとって損失の大きい契約を意味したことは間違いない。このテクストから、市参事会の権限が著しく高まり、旧都市領主であったアラーハイリゲン修道院が所持していた古くからの特権がかなりの程度削減されたことは、明らかで

ある。

第五条では、修道院に関係した訴訟を扱う五人委員の選出規定やその訴訟手続きについて、以下のように言及されている。「シャフハウゼン市長が（訴訟の）当事者でなければ、常に市長が、その（五人委員の）裁判長で公人（obman und gemain man）となり、[102]あるいはもし市長が（訴訟の）当事者であったならば、市長代行（underburgermaister）がその裁判長と公人になる。そして、私たち聖堂参事会長と聖堂参事会は、私たちの教会のために二人の裁判官を、それに続いて私たち市長と市参事会も共同の私たちの都市のために二人の裁判官を、一人ずつ順番に選出し、任命すべきである。この五人の裁判官は、彼らの前にあらわれた問題に関して、各人がそれをおおよそ理解している限り、同等の裁判官となって裁判で審議するために、全能なる神に対して学識をもって助力することを誓うべきである」[103]と記されている。これまで都市と修道院の両方に関わる案件に関しては、シャフハウゼンがハプスブルク家の領邦都市であった時代に設置された上述の五人委員の特別裁判で審議されていたが、その制度は引き続き存続することになった。このテクストにおいて五人委員の裁判長は、市長（場合によって市長代行）が兼務し、聖堂参事会長と聖堂参事会員が二名の裁判官を、市参事会が二名の裁判官を選出する権利をもっていることが明示された。つまり、裁判官の権限は同等であるという規定があるものの、その人数に関しては、市参事会側が過半数の三名を確保し、しかも市長が裁判長を兼務することが確認されたことの意味は大きい。この件に関しては、一五二四年の時点で大幅な変更はないが、既に教会裁判権や教会法の適用範囲が、市当局によって事実上かなり制限されていたことは明らかである。このような重い事実が、この契約で明確に追認されたのである。さらに第五条では、裁判における弁護人や助言者の選出規定、不公平な裁判が行われた際の裁判長の交代、五人委員の欠員が生じた場合の補充条項などが記されている。

第六条では、地代、死者のためのミサ料（jarzit）[104]、十分の一税などの支払いに関して、聖堂参事会がシャフハウゼンの市民や住民に対して訴訟を起こした場合の手続きが記されている。その提訴が正当と思われる場合に五人委員の裁判長が、訴訟当事者に対して八日以内に貨幣ないしは抵当による支払いを命じることになった。さらに抵当で支払われたケースにおいて提訴人は、一一日間

その抵当を保持し、その後都市法に従ってそれを競売に付すことができるとされた。しかしそれに対して、訴えられた側に不服がある場合には、提訴人は二人の正式な証人とともに証拠を提出すべきであると規定されている。また地代に関して、古い目録や台帳に規定されているにもかかわらず、その支払いが拒否された場合には、二人の証人の立ち会いのもとで徴収されるべきとされた。逆に地代の支払い義務から免除されたという証拠があるならば、同じ台帳を二つ作成し、そのような相互の誤解が生じる危険性を減らすために、聖堂参事会と市参事会がそれぞれその文書を保管することとなった。次の第七条では、シャフハウゼンの市民や住民が、聖堂参事会長に対して負債の返済を要求した場合の規定が明記されている。その具体的な手続きについては、ほぼ第六条と類似の方式がとられることが記されている。さらに聖堂参事会員が市民や住民によって負債の返済に関して訴えられた場合には、まず聖堂参事会長がその解決のために仲裁に入るが、もしそれが成功しなかった場合には、その案件は市長や市参事会あるいは（恐らく五人委員の）裁判で審議されるべきであることが規定されている。

第八条で示された以下の箇所は、重要である。「罰金刑（fräfel）が審議される場合、つまりもし聖堂参事会長あるいは聖堂参事会員相互が、あるいは聖堂参事会員の一人が、聖堂参事会の建物の内外にいる市民や住民との間で、市内あるいは都市裁判区内で非合法なこと、あるいは少なくとも不適切で罰金に値するようなことを、…中略… 起こしたならば、その者に私たち市長や市参事会は、他の私たちの市民と同様に、罰金や刑罰を科すべきであり、科すことができる。この者は、私たちの公共の都市の同一刑罰に従うべきである」[106]と。さらに、それと並んで名誉に抵触し、犯罪に関わる案件についても、市参事会が聖職者たちに対して裁判を行い、刑罰を与えるべきであると規定されている。つまり、罰金、名誉毀損、犯罪などに関わる問題で聖職者を審理する主体は、二名の聖職者が裁判官を兼務していた五人委員ではなく、市長と市参事会であるというのである。従って、このことは、今日的な意味での刑法に関しては、聖職者が世俗裁判権の管轄下にほぼ完全に置かれ、かつて帝国自由な修道院であった宗教組織から、裁判権に関する自由が大幅に失われたことを意味する。中世以来継続されてきた、教会裁判権と世俗裁判権との間の境界線をめぐる争いは、この地域では、事実上後者の勝利という形で決着する方

向へと進展していったのである。第九条では、貨幣の鋳造に関わる問題が規定されている。それに関しては、これまで通りシャフハウゼン市が貨幣を鋳造する権限を保持するが、文書に示されているように、その代わりに聖堂参事会長と聖堂参事会に対して鋳造料（zins）が支払われるべきであることが確認されている。貨幣鋳造権は、前述のとおり、既にシャフハウゼン市に移っていたので、この条項はその事実の確認という意味をもっていたと思われる。

第一〇条では、十分の一税の支払いに関して、以下のように比較的詳細に記されている。「私たち聖堂参事会長と聖堂参事会員と私たちの聖堂参事会の権限は、私たちの十分の一税においてはそのままとどまるべきである。それゆえに、私たちに私たちの十分の一税を遅れることなく支払うべきである。なぜなら、私たち（市民）は、つまり白ワインからは白ワイン十分の一税を、赤ワインからは赤ワイン十分の一税を、よいワインからはよいワイン十分の一税を、悪いワインからは悪いワイン十分の一税を、納入し支払うべきだからである。そして十分の一税を支払ってきた者によって、その同じ年に栽培され作られたワインで、常に十分の一税が支払われるべきだ

からである。…中略…そして、この市内あるいはこの裁判区にある果樹園では、おおよそ1 Saum[106]以上のワイン十分の一税を納入することになっているが、その年に育った葡萄で作られたワインで常に十分の一税を支払うべきである。しかし私たちシャフハウゼンの者たちは、干し草十分の一税（den embd zechenden）を聖堂参事会に支払う義務をもたない[107]」と記されている。この史料によると、シャフハウゼン市民が聖堂参事会長と聖堂参事会員に対してワイン十分の一税を納入する義務は、以前のように存続することになった。シャフハウゼン周辺には多くの葡萄畑が点在し、そのうちでかなりの土地領主権をアラーハイリゲン修道院がもっていた。この十分の一税への対応が、一年後の葡萄栽培者ツンフトの反乱で、不徹底なものとして問題にされた[108]。この史料を通して、数年前に生産された種類の異なる粗悪なワインで代納するなどのワイン十分の一税に纏わるトラブルが頻発していたことが垣間みられる。なお十分の一税に関しては、当時大十分の一税と小十分の一税という二種類のものがあった。大十分の一税は穀物に関わるもので、小十分の一税は家畜に関わるものである。第一〇条のその他の箇所では、干し草十分の一税や小十分の一税の支払い

義務からは解放されたことが記されている。[109] さらに金銭で十分の一税の支払い義務を免除された者がその証書を提示した場合、あるいは火事でそれを喪失した場合の問題などについて言及されている。

次の第一一条では聖堂参事会と、聖アグネス女子修道院やパラディース修道院との間でトラブルが発生し、それが訴訟に発展した場合には、その案件は五人委員によって裁かれることが明記されている。かつては修道院の間の争いは、コンスタンツ司教などの教会裁判所で審議され、仲裁内容が提案されていた。この第一一条の内容には、都市による教会裁判権の制限やそれからの解放という側面において、シャフハウゼン市の立場にとって非常に有利な内容が含まれていたことは間違いない。[110]

第一二条では、地代の問題が扱われ、「対照簿（gegenbüecher）とみなされる上述の文書に記載があるすべての地代に関して、私たち両当事者は合意し、そのことに関して相互に以下のように一致した。恒久的なものとみなされる地代は、つまり、二五グルデンの土地において一グルデンの金額である」[111]と規定されている。その他、都市の慣習や文書に依拠した証明などによって買い取り可能であった土地の地代に関しては、[112] 領民が地代を支払う義務から解放されるための手続きや金額などの条件について言及され、もしそれに関わるトラブルが発生したならば、永久地代か、あるいはそうでないのかという問題については、五人委員によって審議されることが明記されている。その他の土地に対しては、聖堂参事会長や聖堂参事会員は、これまで通り基本的には地代徴収権を保持することが確認されている。これによって、市民に対して土地を買い取るための権利が認められたことが明示されたものの、アラーハイリゲン聖堂参事会の土地領主権が存続して、その経済的基盤が部分的には確認されたことは重要だと思われる。

第一三条では、船着き場やそこで行われる市場に関する権限が、聖堂参事会に従来通りに確保されたことが示され、「船乗りたち（schiffer）は、私たち聖堂参事会長、聖堂参事会、上述の聖堂参事会の私たちの後継者に対して、彼らがおおよそ運んでいるすべての船とその荷物に関して、常に船舶税（zoll）を支払い、納入すべきであり」[113]、次の積み荷の準備が完了するまでに遅れることなく納入すべきであるとされた。なお、このときシャフハウゼンでは、漁師、船乗り、船大工、塩館の使丁も一つのツンフトを形成し、二名の市参事会員を選出する権利をもっ

ていた。第一四条では、年市において市民と顧客は、聖堂参事会に対して旧来通りに場所代（stellgelt）を支払うべきことが記されている。第一五条では、水車地区にある採石場から聖堂参事会は、古い慣習に従って建築用の石材を利用することができるとされた。

第一六条では、市民誓約に関して「聖堂参事会の建物に定住し、生活しているすべての奉仕者、下僕、教会録受領者（pfrundner）、近習（liptinger）、そして居住者は、私たちの都市の公益と敬虔を促進し、害悪を防止するために、私たちシャフハウゼンの者に毎年誓約を行うべきである」[114]と記されている。つまり、旧アラーハイリゲン修道院の建物内に居住する者全員には、毎年シャフハウゼン市に対する市民誓約を行う義務があることが記され、一二人の聖堂参事会員以外の人にも誓約を行うことが求められたのである。市民誓約とは、シャフハウゼン市長への服従義務を意味する。この問題の背後には、中世以来聖職者の特権をめぐる市当局と教会の間に長期的に継続されていた深い対立があった[115]。聖職者が世俗裁判権や租税などの物理的負担から免除されていたことに対して、市当局は公益の理念を掲げて市民誓約を求めて聖職者に対する統制の強化を要求したのである。その問題に対して宗教改革期に生まれた万人司祭の思想の影響を受けて、シュトラースブルクやニュルンベルクなどの多くの都市では、聖職者の特権が大幅に削減されていった。なおこの史料の第一六条では、万人司祭の思想は認められない。しかしながらシャフハウゼンでも、この件に関してさらに一年後の葡萄栽培者の反乱では、以下の史料のように問題にされた。「第七に、私たちの考えは、修道士と聖職者は、市庁舎で市民誓約を行い、私たちや他の市民と同様に租税、見張り番、不寝番、軍役、甲冑、銃器に関して服従すべきである。確かに私たちはみな司祭であるから、ある人には他の人と同様のことが起こるべきであり、同じ負担が誰にも破滅をもたらすことはないであろう。神の言葉を告知する者（聖職者という地位）は、排除されるべきである。彼らは正式な結婚の立場を獲得し、栄誉を受けて司牧を行うべきである。それは、売春行為（hurry）が廃止されるためである。望むらくは、いかなる者であれ、決して誰も例外とはされない[116]」と。一般市民と比べて、聖職者に対して、租税、見張り番、不寝番、軍役などに関してどの程度の負担が課せられたのかは、不確かであるが、市民からは当時の聖職者の義務や負担は不十分なものだと感じられていたことは明白であ

る。そのような市民側の不満が十分には解消されなかったにもかかわらず、一五二四年の契約の成立によって、少なくとも特権身分としての聖職者の地位は、全体として大きく揺らいだことは間違いない。

第一七条では、「聖堂参事会の裁判区に住む者は、私たち聖堂参事会長、聖堂参事会、そしてその裁判に対して、その者が市民であってもあるいはそうでなくても、従属することを誓約すべきである[117]」と規定されている。ここでアラーハイリゲン聖堂参事会の下級裁判権や代官の権限が確認されたのである。第一八条で、手工業などの生業に携わっている近習や教会録受領者に関して、聖堂参事会がこれ以上の人数をその敷地内に受け入れることが禁止されている。第一九条では、アラーハイリゲン聖堂参事会所有の森林において、木材や切り株などを伐採して運び出した者に対する処罰規定、その罰金の支払い方法、森林管理人の役割、そして森からの持ち出しが許されるものなどについて記されている。第二〇条では、聖堂参事会の森林で枝刈りが行われた際の取り決めや牧草地の利用などについて規定され、ここでは概ね古い慣習にとどまることが明記されている。第二一条では、アラーハイリゲン聖堂参事会の裁判区内で、土地の境界に関する争いが生じた際の審議手続きに関して、シャフハウゼン市民同士の場合と、市民と市民でない者との場合とに分けて記されている。

第二二条の内容は、市参事会が物乞いや貧しい人々に関する規定を定めたことと関係している。彼らが慰めを受けて扶養されるために、喜捨や慈善の方法が改められて、聖堂参事会は都市の基金に金銭を提供することによって、その負担から部分的に解放されることとなった。第二三条では、アラーハイリゲン聖堂参事会の農奴でありながら、シャフハウゼン市と都市保護契約（burgkrecht）を締結し、市外市民となった者に対する死亡料の納入に関して、次のように規定されている。「もしある女性が、自分の死後、未婚の娘に財産を残すような事態が起こったならば、彼女は、私たち聖堂参事会長と聖堂参事会に対して最良の衣服（gewandfall）のみを、その手元に納入し、支払う義務があるが、最良のベッドを（bettfall）納入する義務はない[118]」と。その他に、夫婦のうちで妻が先に亡くなった場合や、さらに残されたその夫が再婚した場合などの死亡料の支払いに関して記されている。ここには、シャフハウゼン市が市外市民制度を導入して、周辺農村に政治的影響力を拡大さ

せる政策を敢行した結果、農奴領主であったアラーハイリゲン修道院との間に発生した軋轢の一部があらわれている。本来市外市民は自由農民なので、原則としては死亡料の納入義務からは解放されたはずではあるが、ここでは部分的にその支払いが認められたのである。

次に追加契約書の主要な内容について触れたいと思うが、その中には主要契約書との間に内容の重なりが確認されるので、一部の内容を省略して説明する。なおこのような重複が明白に認められる箇所は、主要契約の第一条～第五条と第八条であるが、そのことは、その六つの条項が両当事者にとって極めて重要であったことを指し示している。まず追加契約書では、アラーハイリゲン聖堂参事会から一人の司祭が選出され、宗教的建築物としては大聖堂と二つの礼拝堂が残され、一つの教区が形成されることになったが、他のすべての礼拝堂は廃棄されることとなった。[119] これによって、聖ヨハネ教区教会と並んで、市内にもう一つの教区教会が誕生したことになる。さらに大聖堂の教区に属する地域が具体的に示され、漁師小屋や下町などを含むライン川に比較的近接した地域が、それに含まれることとなった。また、まだ修道請願（profeß）や聖別式を行っていない若年の修道士見習いは、基本的には同聖堂参事会から退会すべきとされたが、もし彼らが大学で学び、その後同聖堂参事会に入会することを希望するならば、それは他の者よりも考慮されなければならないとされた。さらに、それよりは少し年上と思われる説教師見習いが、アラーハイリゲン聖堂参事会の負担によって大学で学び、シャフハウゼンで司祭になるために、その建物にとどまりたいのならば、それは可能とされたが、もし大学での学習態度が悪かった場合には同聖堂参事会から退会させられることとなったのである。

そして、アラーハイリゲン聖堂参事会から選出された司祭と説教師に関わる仕事内容、つまり説教、仲裁、洗礼、告解、礼拝などについて示され、それに加えて「聖堂参事会員は、彼らの中から一人の聖具室係（custor）ももつべきである。この聖具室係は、これまで一人の聖具室係に対する義務であったように、教会の装飾品を守り、管理し、礼拝のときにも熱心に見張を行うべきである」[120] と規定された。これまで聖具室係はアラーハイリゲン修道院内では、副修道院長（Prior）や管理人（Schaffner）と並んで、行政上中心的な役割を担っていた。[121] さらに一二人の聖堂参事会員に対しては、修道士風の剃髪

の義務、聖堂内陣で着用すべき服装、携帯すべき武具に関する規定が記されたうえに、次のような重要な条項が提示されている。「しかし住居において彼らには、小銃と甲冑が用意されるべきである。もし襲撃が行われ、町が危機に直面したならば、そのために彼らは、軍備をととのえて従順であるように規定されている」[122]と。中世では多くの聖職者には軍役が免除されていたことを考えれば、ここで聖職者に対する都市の防衛義務が明記された事実は、市民誓約を義務づけ、彼らに市民と同等の責任と役割を背負わせることによって、聖職者の旧来の特権が部分的に切り崩されたことを意味する。さらに、聖堂参事会員が修道士のように日常的に守るべき第一時課、晩課、終課などの聖務日課の内容と時間帯が記され、大聖堂と聖ヨハネ教区教会で司祭が担当すべき説教の曜日がそれぞれ決められ、聖歌隊に給与が支払われるべきことについて言及されている。しかも、聖堂参事会員が特別な理由もなく聖務日課をなおざりにした場合の罰金とその徴収方法が明示され、さらに侮蔑的な振る舞いを行った者に対しては、聖堂参事会長によって処罰されることまでも記されている。制度上の修道院は解散されてしまったものの、聖堂参事会員の日常生活には、実態として大幅な変更はなく、その生活規定までも世俗権力の協力のもとに規定され、それによって監視されていることは、教会権力側にとって大幅な影響力の後退を意味していたのではないだろうか。

また、次のような内容も興味深い。「その際に、さらに以下のことについても合意した。聖堂参事会長と聖堂参事会と私の主人である市長と市参事会は、その任命された者（五人委員）を通して、これまで両当事者が相互にもっていたすべての契約に関して会合をもち、この変更によって、多くの箇所においてもし彼らがその箇条内容にとどまることができないことがあったならば、それらの契約を新たなものへと解釈を加え、合意すべきである」[123]と。これによって、シャフハウゼン市とアラーハイリゲン修道院との間でそれ以前に締結されたすべての契約は吟味され、もし運営に支障をきたす可能性が明らかになった場合には、その過去の契約は無効とされて新たに書き換えられることが確認されたのである。つまり事実上、市参事会の統制のもとでさらなる教会改革が実現される道が開かれたのである。

さらに、アラーハイリゲン聖堂参事会の業務に関わる二種類の役人、つまり管理人と世話人（pfleger）に関

する規定が示されている。[124] まず同聖堂参事会長が、霊的並びに世俗的なすべての事柄や修道院の所有物を、統治し管理すべきであることが提示され、それに関連して二人の管理人が任命され、一人は聖堂参事会員から選出され、もう一人は市民から選ばれることが規定され、その仕事内容は、以下のように記されたのである。「その両者は、聖堂参事会長に対してすべての世俗的な事柄において助力するが、しかし任命された聖堂参事会員は、それにもかかわらず上述の礼拝を、もし彼がその役職ゆえに多忙なとき以外には、熱心にとり行うべきである」[125]と。つまり、この二人の管理人は、世俗的な業務におけるアラーハイリゲン聖堂参事会長の補佐役であるが、その一名が市民から選出されるという規定は、市参事会の影響力を如実に示している。それに加えて、以下のような世話人の仕事内容は、その事実をさらに明確に裏付けるものであった。「その上私の主人である市長と市参事会は、聖堂参事会のために、二人の世話人を任命すべきである。その世話人は、彼らと聖堂参事会に対して、関係する業務と事柄のために配置される。そしてより詳しく言えば、毎年聖堂参事会長は、任命された二人の世話人の前で、共同の聖堂参事会と、私の主人（市参事会）がこのために任命した者に対して、その役職に関わる明白な収支報告を行い、提出すべきであり、聖堂参事会と任命された世話人の認知と意志なしには、決して明確なことや正しいことを行うことはできない」[126]と。この史料ではシャフハウゼン市参事会が、アラーハイリゲン聖堂参事会の事柄に協力するために、二人の世話人の任命を通してその財務状況を管理することが明記されているのである。同聖堂参事会長には、この世話人に対して毎年収支報告を行う義務があるという規定は、シャフハウゼン市当局が経済的にも監視する権限を明白にもったことを意味する。つまり同聖堂参事会が、政治や司法の側面だけではなく、経済的にもシャフハウゼン市参事会の管理下に徐々に置かれていったことが明文化されてしまったのである。

さらに聖職者がこれから生活するために必要な問題に関して言及され、まずすべての教会禄受領者、奉仕者（diener）、下僕の間での共同の食事は、当分の間存続し、教会建設のための特別な基金が創設されるべきだとされた。そして委員を任命して、同聖堂参事会員が住むための住居や共同の酒場を建てるために、旧アラーハイリゲン修道院の敷地内において土地を計測して確保する必要性に関して記され、不要な土地の整理についても触れら

れている。[127] また、主要契約書の第四条の補足として、二年以内に、同聖堂参事会がフラッハタールの草地（Fu-lawisen）を、シャフハウゼン市に売却すべきことなどが規定されている。[128] 以上が、一五二四年五月一〇日の契約内容の概要である。

なおこの契約締結直後に、ネレンブルクの代官で皇帝カール五世の参事官である人物が、シャフハウゼン市参事会に書状を送り、今回の変更の真意を尋ねた。皇帝側は、アラーハイリゲン修道院の創設者であるネレンブルク伯の権利継承者として、そのような変革には同意できなかったため、市参事会に思いとどまるように求めたのである。シャフハウゼン市参事会がその返答を遅らせると、一五二四年六月一四日にネレンブルクの代官は、再度回答を要求した。しかし、それに対する返事は再度引き延ばされた。[129]

その後のシャフハウゼンにおける宗教改革の展開について、簡略的に付記する。一五二四年七月一八日にスイス盟約者団の諸邦の使節が、シャフハウゼンでの盟約者団会議に集まり、市長と大小市参事会員の前で、シャフハウゼンはカトリックにとどまるべきだと、熱心に訴えたが、それに対してシャフハウゼン市は七つのサクラメント、ミサ、聖人、聖画像を尊重していることを強調した。[130] 一五二五年八月にドイツ農民戦争と連動して、市内で葡萄栽培者ツンフトの反乱が勃発し、その鎮圧後、反乱の首謀者やホフマイスターなどの改革派の説教師が処罰され、改革運動は大きな挫折を経験した。[131] しかし、一五二八年から一五二九年にかけてベルン、ザンクト・ガレン、バーゼルで宗教改革が導入され、第一次カペル戦争後の改革派に有利な情勢の中で、一五二九年九月二九日にシャフハウゼンにおいて大小市参事会の決定として宗教改革が導入された。[132] アラーハイリゲン聖堂参事会は同年一一月二九日に完全に廃止され、大聖堂は改革派教会へと移行し、これにともないカトリックの儀式を想起させるものはその建物から撤去されたのである。[133]

おわりに

これまで一五二四年のアラーハイリゲン修道院の解散に関わる史料を分析してきたが、最後にここで明らかになったことを整理して、この出来事の意味について考察する。まず個別的に重要な問題としては、一五二四年の契約の締結後、アラーハイリゲン修道院が聖堂参事会へと移行することによって、旧都市領主が保持していた下

級裁判権などの多くの権限が削減され、さらには教会裁判権と教会法の適用範囲がかなりの程度において縮小されたことが指摘できる。つまり、アラーハイリゲン聖堂参事会は、これまでもっていた帝国自由の特権をはじめとした司法的・政治的な権限を大幅に喪失し、政治的な意味では、かなりの程度シャフハウゼン市当局による支配を甘受せざるをえなくなったのである。アラーハイリゲン聖堂参事会が、今後世俗的支配権や代官区を独自に形成することは難しくなり、霊的な事柄においても同聖堂参事会は自立的に決定する権限を喪失し、市参事会の統制下にかなりの程度置かれていった。この史料からは、聖職者自身を市民と同等の法的立場へと移行させるというシャフハウゼン市参事会の明白な政治的意図が垣間みられ、その試みはある程度実現されたのである。つまりこの契約は、中世のカトリック教会で支配的であった教会法の有効性を根本から否定するような内容を含んでいた。また、土地領主権などの一部の封建的領主権は存続し、古くからアラーハイリゲン修道院が所持していた経済的基盤は部分的には確保されているものの、その財政上の損失も看過できないものがある。[134] ただし旧アラーハイリゲン修道院の建物にとどまった聖堂参事会員には、地代収入、船舶税、市場に関わる収入、貨幣鋳造料などの経済的権限は部分的に残され、彼らが生活するための社会経済的手段のすべてが奪われたわけではなかったことは、注意すべきである。恐らく聖堂参事会員の親戚や親しい知人の中には、シャフハウゼン市参事会内の有力者がいて、彼らの立場を配慮する必要性もあったと思われる。この契約が成立した事実は、シャフハウゼン市参事会による教会に対する管理・統制が進展し、カトリック教会にとどまりながらも既にアラーハイリゲン聖堂参事会が、実際上、帝国自由な修道院という特別な立場を失ったことを意味する。

それでは、なぜアラーハイリゲン修道院側が大幅に譲歩して、このような不利な契約に同意してしまったのであろうか。草案や原案には、数多くの取消線や欄外における追記がみられることから、合意に至るまでに深刻な対立や激論が繰り返された可能性は否定できないが、結局同修道院が譲ってしまった原因として、修道院側の政治的立場が著しく弱まっていたことが挙げられる。中世後期以降、アラーハイリゲン修道院は経済基盤を徐々に失い、政治的発言力を弱め、かつてのように宗教的権威としての中心的な役割を担えなくなっていったのである。

それに加えて、アラーハイリゲン修道院長エゲンストルファー自身が、ルターやツヴィングリの思想に共感し、宗教改革の神学に照らして現実の修道院の在り方に関する問題点を実感していたため、市参事会の意向に対してあえて頑強な抵抗には踏み切らなかったのではないかと思われる。別の視点からみれば、シャフハウゼン市参事会は、アラーハイリゲン修道院に内在するそのような弱点につけこんで、自らの権益の拡大に成功したのである。しかし、アラーハイリゲン修道院の解散に関する一五二四年の史料からは、改革派の思想的特徴である厳格な聖書主義、信仰義認、万人司祭、聖画像廃棄、聖人崇敬の否定などの思想は、全く認められない。つまり、この史料には一年後の農民戦争期における農民や葡萄栽培者の要求と部分的に重なる内容も含まれてはいるが、改革派支持者にとっては、十分の一税問題などをはじめとして、この措置は不徹底な教会改革であると映ったことは間違いない。このときのシャフハウゼン市参事会は、公式上はカトリック的な立場にとどまりながらも、基本的に宗教に関しては中立的で曖昧な態度を示し、暗黙のうちにカトリックと改革派の両者を容認するような政策をとっていたと推測できる。

この出来事の全般的な特徴としては、シャフハウゼン市参事会主導の教会改革がかなりの程度に進展したことが挙げられる。つまり、市参事会の立場について考察すれば、この契約の成立を通して、一五二四年の時点では宗教改革を導入するための切迫した必要性が著しく低下してしまったのである。これは、中世から続いてきた旧都市領主と都市の対立、宗教的権威と世俗権力の確執において、権力バランスが著しく崩れ、後者の立場を強めるような決定的な転換点の一つになったと規定できる。従って、宗教改革を導入すべきかどうかという問題においては、アラーハイリゲン聖堂参事会を中心としたカトリック教会側の意向をあまり考慮する必要性がなくなり、都市内での世俗的な勢力関係がより重要になったことは明らかである。メラー説とは異なり、このように市参事会の立場が強化されたことは、この都市の宗教改革の過程を考察する際にその役割は恐らく看過できないと思われる。このような契約によって成立したアラーハイリゲン聖堂参事会も、結局一五二九年に完全に廃止されることになったが、既にその五年前に、聖職者の側には、市当局の強圧的な政策に対して粘り強く抵抗する力が大幅に削がれてしまっていたのである。確かに宗教改革運動

の中に中世からの連続面を強調する研究が散見されるが、しかしながら、中世社会で支配的であった思想や制度を根本から否定するような原理に基づいてはじめて、宗教改革の導入が可能であったことも見逃すことはできないと思われる。また、この都市の宗教改革運動がルター派と改革派のどちらの影響をより強く受けていたのかという問題の決着に関しては、さらなる詳細な実証研究が必要ではあるが、現在の段階では、知識人中心の初期の運動においては両者からの影響が認められ、チューリヒで開催された二つの公開討論会の時期になると、改革派の影響が強まった可能性が高いと思われる。

これからの課題としては、一五二四年のこの契約が、その後に起こった二つの重要な出来事、つまり一五二五年の葡萄栽培者ツンフトの反乱や一五二九年の宗教改革導入との間に、どのような関係性をもっているのかという問題に関して、より実証的に考察することが挙げられる。さらには、一四五六年に起こったルツェルンの出来事や一四八五年にベルンで実施された政策が、この契約成立に際して、シャフハウゼン市参事会にとって参考にすべき先例となった可能性があるので[135]、それらとの関係を分析する必要性も認められる。

※本稿は平成二九年度基盤研究（C）「宗教改革期スイスにおける都市共同体の構造に関する社会史的研究」（課題番号一七K〇三一八八）による研究成果の一部であり、二〇一九年一〇月二七日に広島大学東広島キャンパスにおいて開催された「二〇一九年度広島史学研究会大会西洋史部会」で報告した内容をもとに執筆したものである。

註

（1）この文脈におけるKapitel（当時の原典史料ではcapitel）の邦訳には、その他に「共住聖職者祭式者会」などが考えられる。『新カトリック大事典　一』（研究社、一九九六年、一一八〇頁）参照。

（2）Bernd Moeller, *Reichsstadt und Reformation*, Neue Ausgabe, mit einer Einleitung herausgegeben von Thomas Kaufmann, Tübingen 2011.［森田安一・棟居洋・石引正志訳『帝国都市と宗教改革』（教文館、一九九〇年）］。拙稿「宗教改革と都市共同体―ベルント・メラー説をめぐって―」（『思想』第一一二二号、岩波書店、二〇一七年九月、二四～四五頁）参照。

（3）Jakob Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, Zürich 1929. より古い研究としては、ザンクト・ガレン東部のゼフェレンで牧師の仕事をしていたズルツベルガーが残したものがあるが、彼は

先駆的にシャフハウゼンの宗教改革について年代記的な叙述を行ってはいるものの、その研究にはまだ十分な学術的分析が不足している。Huldreich Gustav Sulzberger, *Geschichte der Reformation des Kantons Schaffhausen*, Schaffhausen.（出版年不詳）

（4） Hans Werner, Der Vertrag von 1524 über die Aufhebung des Klosters Allerheiligen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 16, Schaffhausen 1939, S. 48–79.

（5） Karl Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, hg. vom Historischen Verein des Kantons Schaffhausen, Schaffhausen 1972, S. 257–274.

（6） Paul Herzog, *Die Bauernunruhen im Schaffhauser Gebiet 1524/1525*, Diss. phil. Freiburg i. Ue., Aarau 1965.

（7） Roland E. Hofer, *„Üppiges unzüchtiges Lebwesen." Schaffhauser Ehegerichtsbarkeit von der Reformation bis zum Ende des Ancien Régime (1529–1798)*, (*Geist und Werk der Zeiten Nr. 82. Arbeiten aus dem Historischen Seminar der Universität Zürich*), Bern 1993; ders., Zwischen Wahrheit und Legende. Beobachtungen zur Einführung der Reformation in Schaffhausen, 1525–1528, in: Otto Sigg (Hg.), *Mit der Geschichte leben. Festschrift für Peter Stadler*, Zürich 2003, S. 135–152.

（8） Erich Bryner, Die Reformation in Schaffhausen und ihre Besonderheiten, in: *Zwingliana* 39 (2012), S. 79–92; ders., Die Reformation in Schaffhausen, in: Amy Nelson Burnett/ Emidio Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation. Ein Handbuch*, Zürich 2017, S. 225–244.

（9） F. L. Baumann/ G. Meyer von Knonau/ P. Martin Kiem (Hgg.), *Die ältesten Urkunden von Allerheiligen in Schaffhausen, Rheinau und Muri* (*Quellen zur Schweizer Geschichte Bd. 3*), Basel 1883, S. 4–5. Vgl. Karl Schib, *Geschichte der Stadt Schaffhausen mit Anhang aus der Entwicklung der Stahlwerke Georg Fischer*, Thayngen-Schaffhausen 1946, S. XIII; ders., *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 19–20, S. 140–141.

（10） Vgl. Baumann/ Knonau/ Kiem (Hgg.), *Die ältesten Urkunden von Allerheiligen in Schaffhausen, Rheinau und Muri*, a.a.O., S. 14–20.

（11） Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 25, S. 43–48, S. 160, S. 195; Georg Hedinger, *Landgrafschaften und Vogteien im Gebiete des Kantons Schaffhausen, Inauguraldissertation der Hohen juristischen Fakultät der Universität Bern*, Konstanz 1922, S. 196–197, S. 219–221; Elisabeth Schudel, *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, Diss. Zürich, Schleitheim 1936, S. 50–54; Reinhard Frauenfelder, St. Agnes in Schaffhausen, in: *Helvetia Sacra, Abt. III: Die Orden mit Benediktinerregel, Bd. 1: Frühe Klöster. Die Benediktiner und Benediktinerinnen*

in der Schweiz, Bern 1986, S. 1941; Heinrich Büttner, Zur frühen Geschichte von Allerheiligen in Schaffhausen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 36, Schaffhausen 1959, S. 30–39; ders., Allerheiligen in Schaffhausen und die Erschliessung des Schwarzwaldes im 12. Jahrhundert, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 17, Schaffhausen 1940, S. 7–30.

(12) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 52–61, S. 195; Hedinger, *Landgrafschaften und Vogteien im Gebiete des Kantons Schaffhausen,* a.a.O., S. 72–73; Max Schultheiss, *Institutionen und Ämterorganisationen der Stadt Schaffhausen 1400–1550*, Zürich 2006, S. 53–54; Martin Harzenmoser/Thomas Harzenmoser, *Zünfte und Gesellschaften der Stadt Schaffhausen*, Schaffhausen 1995, S. 11.

(13) Ernst Rüedi, Die Schaffhauser Zunftverfassung 1411/1535, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 38, Schaffhausen 1961, S. 18–20; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 117; Eugen C. Bürgin, *Zunft zum Rebleuten der Stadt Schaffhausen*, Zunftmeister 1971/77, S. 11.

(14) Elisabeth Breiter, *Die Schaffhauser Stadtschreiber, Das Amt und seine Träger von den Anfängen bis 1798,* Diss. Zürich, Winterthur 1962, S. 10–15; Schultheiss, *Institutionen und Ämterorganisationen der Stadt Schaffhausen 1400–1550*, a.a.O., S. 77–78.

(15) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 118–121; Breiter, *Die Schaffhauser Stadtschreiber,* a.a.O., S. 14.

(16) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 121; Schultheiss, *Institutionen und Ämterorganisationen der Stadt Schaffhausen 1400–1550*, a.a.O., S. 65–74.

(17) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 119–121, S. 214; Rüedi, Die Schaffhauser Zunftverfassung 1411/1535, a.a.O., S. 21.

(18) Ebenda, S. 20–25; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 124.

(19) Ders., *Geschichte der Stadt Schaffhausen mit Anhang aus der Entwicklung der Stahlwerke Georg Fischer*, a.a.O., S. XXI; ders., *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 197–209, S. 219–236; Hedinger, *Landgrafschaften und Vogteien im Gebiete des Kantons Schaffhausen*, a.a.O., S. 225; Oliver Landolt, *Der Finanzhaushalt der Stadt Schaffhausen im Spätmittelalter* (*Vortäge und Forschungen Band 48*), Ostfildern 2004, S. 21.

(20) Jakob Wipf, Zwinglis Beziehungen zu Schaffhausen, in: *Zwingliana* 5, Nr. 1 (1929), S. 15.

(21) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 65–67, S. 78–87, S. 148, S. 188; Karl Schmucki, *Steuern und Staatsfinanzen. Die bürgerlichen*

Vermögenssteuer in Schaffhausen im 16. und 17. Jahrhundert, Zürich 1988, S. 170–171, S. 198–202, S. 313.

(22) Gottfried Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, eine rechtshistorische Studie, in: *Beiträge zur väterländischen Geschichte* 8, Schaffhausen 1906, S. I.

(23) Schudel, *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 1–164; Karl Otto Müller, Der Güterbesitz des Klosters Allerheiligen in Schwaben, in: *Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte* 16 (1957), S. 95–111; Adolf Layer, Mittelalterliche Besitzungen des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen (Schweiz) im Bistum Augsburg, in: *Jahrbuch für Augsburger Bistumsgeschichte* 4 (1970), S. 127–132. なお、寄進に関わる史料は traditiones と呼ばれていた。Vgl. Thomas Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis. Das Kloster Allerheiligen und sein Umgang mit Wissen in Wirtschaft,Recht und Archiv (11.–16. Jahrhundert)*, Zürich 1996, S. 118.

(24) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 7; Elisabeth Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, in: *Helvetia Sacra, Abt. III: Die Orden mit Benediktinerregel, Bd. 1, 3. Teil*, Bern 1986, S. 1491–1494; dies., *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 8, S. 12, S. 46, S. 86–89; Gottfried Boesch, Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen im Luzernbiet, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 21, Schaffhausen 1944, S. 55–65. 聖ヨハネ教区教会がアラーハイリゲン修道院の強い影響下に置かれたのは、一三世紀中頃のことである。Vgl. Carl August Bächtold, *Geschichte der Pfarrpfründen im Kanton Schaffhausen*, Schaffhausen 1882, S. 10–11.

(25) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 25, S. 43–48, S. 160, S. 195; Hedinger, *Landgrafschaften und Vogteien im Gebiete des Kantons Schaffhausen*, a.a.O., S. 196–197, S. 219–221; Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 1498; Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 8–9.

(26) Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 1499; dies., *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 11, S. 25–29, S. 34–42, S. 92–96, S. 148–150; Boesch, Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen im Luzernbiet, a.a.O., S. 60; Margot Clausen, Strukturwandel und bäuerliche Organisationsformen am Beispiel des Klosters Allerheiligen im 15. Jahrhundert, in: Thomas Meier/ Roger Sablonier (Hgg.), *Wirtschaft und Herrschaft. Beiträge zur ländlichen Gesellschaft in der östlichen Schweiz (1200–1800)*, Zürich 1999, S. 90, S. 96–99.

(27) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 9. なおアラーハイリゲン修道院長の選出権は、長い間シャフハウゼンの都市門閥の影響下にあり、その運営も彼らの意向によって強く左右されていた。Vgl. Hildbrand,

Herrschaft, Schrift und Gedächtnis, a.a.O., S. 204.

(28) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 10; Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 1497–1500. なお、1 Maß の分量は時代や地域によって異なるが、シャフハウゼンでは 1.25 Liter であった時期も、1.67 Liter とみなされた時代もある。Vgl. Bürgin, *Zunft zum Rebleuten der Stadt Schaffhausen*, a.a.O., S. 1–2; Albert Steinegger, *Geschichte des Weinbaus im Kanton Schaffhausen*, Neuhausen am Rheinfall 1963, S. 178.

(29) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 11–12.

(30) 1 Viertel の分量は、この地域ではほぼ 22.7 Liter であったが、時代によっては 13.36 Liter とされたこともある。Vgl. Bürgin, *Zunft zum Rebleuten der Stadt Schaffhausen*, a.a.O., S. 1–2; Steinegger, *Geschichte des Weinbaus im Kanton Schaffhausen*, a.a.O., S. 178.

(31) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 12–13.

(32) Ebenda, S. 13.

(33) Schudel, *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 7; Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis*, a.a.O., S. 215; Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 14–15.

(34) Ebenda, S. 15–16; Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 1496, S. 1502; dies., *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 86–89.

(35) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 16–17; Schudel, Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 1531.

(36) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 1; Schudel, *Der Grundbesitz des Klosters Allerheiligen in Schaffhausen*, a.a.O., S. 13–14.

(37) Reinhard Frauenfelder, Die rechtliche Stellung des Benediktinerinnenklosters St.Agnes zur Abtei Allerheiligen in Schaffhausen, in: *Festschrift Karl Schib zum siebzigsten Geburtstag am 7. September 1968* (*Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 45, Schaffhausen 1968), S. 160–172.

(38) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 2–4; Frauenfelder, St. Agnes in Schaffhausen, a.a.O., S. 1942.

(39) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 6–7. この抗議書には三つの版があり、以下の箇所に所蔵されているが、筆者未見である。Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden, 3114/I–III. Vgl. Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis*, a.a.O., S. 319.

(40) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 18–64.

(41) アラーハイリゲン修道院は、敵対勢力に対して権益を主張するために、時代の状況に応じてハインリヒ五世の特許状を偽造した。その偽造されたこの特許状には、長文のものと短文のものの二種類があり、以下の箇所に所蔵され、さらに公刊されている。Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden, 49/I–II. Vgl. Baumann/ Knonau/ Kiem

(Hgg.), *Die ältesten Urkunden von Allerheiligen in Schaffhausen, Rheinau und Muri*, a.a.O., S. 77–83; Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis*, a.a.O., S. 439–440; ders., „Und uff dise fryhait begert ain herr von Schauffhusen lútterung." Das gefälschte Privileg von Heinrich V. und das Kloster Allerheiligen in Schaffhausen, in: *Schaffhauser Beiträge zur Geschichte* 72, Schaffhausen 1995, S. 7–22.

(42) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 65–67.

(43) Ebenda, S. 67.

(44) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 257.

(45) ザンクト・ガレン市の宗教改革者ヴァディアンについては、以下の箇所を参照。F・ビュッサー／森田安一訳『ツヴィングリの人と神学』（新教出版社、一九八〇年、一六四頁）。

(46) WA Bd. VII, S. 621–688. この著作の邦訳は、『ルター著作集第一集三』（聖文舎、一九六九年、三五五～四九七頁）に収録されている。

(47) Jakob Wipf, Michael Eggenstorfer, der letze Abt des Klosters Allerheiligen und die Anfänge der Reformation in Schaffhausen, in: *Zwingliana* 4, Nr. 5 (1923), Nr. 1, S. 138–140.

(48) シャフハウゼン出身のガイラー・フォン・カイザースベルクは、宗教改革の先駆者というよりも、一五世紀の教会改革運動の代表者として理解する方が適切であろう。Vgl. *Historisches Lexikon der Schweiz Band 5*, Basel 2005, S. 157.

(49) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 258.

(50) Bryner, Die Reformation in Schaffhausen, in: Burnett/ Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation,* a.a.O., S. 228.

(51) Bryner, Die Reformation in Schaffhausen und ihre Besonderheiten, a.a.O., S. 80–81; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 258; Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 5 (1923), Nr. 1, a.a.O., S. 141.

(52) Karl Schib (Hg.), Hans Stockars Jerusalemfahrt 1519 und Chronik 1520–1529, in: *Quellen zur Schweizer Geschichte*, 1. Abt., Bd. 4, Basel 1949, S. 73; Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 124.

(53) Ebenda, S. 126–128, S. 197–198, S. 224, S. 246–247.

(54) ホフマイターの生まれた年に関して、旧来の一四七六年説は最近否定されている。Vgl. Bryner, Die Reformation in Schaffhausen, in: Burnett/ Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation,* a.a.O., S. 228.

(55) Vgl. *Encyclopedia of the Renaissance vol. 3*, New York 1999, pp. 396–397.

(56) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Land-*

schaft Schaffhausen, a.a.O., S. 101–110; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 260; Bryner, Die Reformation in Schaffhausen und ihre Besonderheiten, a.a.O., S. 89.

(57) ツヴィングリ親友である〝コニウスについては〟次の箇所を参照。ビュッサー〟前掲『ツヴィングリの人と神学』〟一六六～一六七頁。

(58) ホフマイスター関連の史料は〟以下の箇所に収録されている。Hans Joachim Köhler/ Hildegard Hebenstreit Wilfert/ Christoph Weismann (Hgg.), *Flugschriften des frühen 16. Jahrhunderts* (Microform), Zug 1978–, (1) Nr. 406, Fiche Nr. 147 (1978), (2) Nr. 858, Fiche Nr. 296 (1979)=Nr. 1591, Fiche Nr. 616 (1981), (3) Nr. 1842, Fiche Nr. 725 (1981); Emil Egli/ Georg Finsler/ Walther Köhler (Hgg.), *Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke* Band 7 (Corpus Reformatorum Vol. XCIV), Leipzig 1911, S. 350–351; ebenda, Band 8, S. 62–63.

(59) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 127.

(60) Bryner, Die Reformation in Schaffhausen, in: Burnett/ Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation*, a.a.O., S. 229–230.

(61) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 6 (1923), Nr. 2, a.a.O., S. 169.

(62) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 263; Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 29, S. 65, S. 125–126; ders., Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 6 (1923), Nr. 2, a.a.O., S. 168–169.

(63) Ders., *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 128; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 260–261.

(64) なおツヴィングリの『六七箇条』の原典とその邦訳は〟次の箇所に収録されている。*Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke Band 1*, a.a.O., S. 458–465;『宗教改革著作集　五　ツヴィングリとその周辺Ⅰ』(教文館〟一九八四年〟九～一八頁)。

(65) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 128; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 260; Rudolf Pfister, *Kirchengeschichte der Schweiz 2. Band: Von der Reformation bis zum zweiten Villmerger Krieg*, Zürich 1974, S. 33.

(66) Bryner, Die Reformation in Schaffhausen, in: Burnett/ Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation*, a.a.O., S. 230.

(67) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 261.

(68) Ders. (Hg.), Hans Stockars Jerusalemfahrt 1519 und Chronik 1520–1529, a.a.O., S. 89.

(69) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 131, S. 134–135. この時期の

シャフハウゼンにおける聖書主義の導入可能性を示唆したのは、エグリの研究である。Emil Egli, Zur Einführung des Schriftprinzips in der Schweiz, in: *Zwingliana* 1, Nr. 13 (1903), S. 335–339.

(70) *Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke Band 8*, a.a.O., S. 62–63. その現代ドイツ語訳は以下の箇所にある。Jakob Wipf, Zwinglis Beziehungen zu Schaffhausen, in: *Zwingliana* 5, Nr. 1 (1929), S. 19. Vgl. Bryner, Die Reformation in Schaffhausen, in: Burnett/ Campi (Hgg.), *Die schweizerische Reformation,* a.a.O., S. 230.

(71) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 138; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 261; Pfister, *Kirchengeschichte der Schweiz 2. Band*, a.a.O., S. 34.

(72) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 261–262.

(73) Ebenda, S. 263–264.

(74) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 145–146.

(75) Beat von Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, in: *Schaffhauser Beiträge zur Geschichte* 58, Schaffhausen 1981, S. 50–51; Reinhard Frauenfelder, Bericht über die Wahl des letzten Abts des Benediktinerklosters Allerheiligen zu Schaffhausen vom 4. September 1501, in: *Zeitschrift für Schweizerische Kirchengeschichte* 40 (1946), S. 127–132.

(76) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 4 (1922), Nr. 2, a.a.O., S. 101–102.

(77) Ebenda, S. 102–110.

(78) Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 248–249; Herzog, *Die Bauernunruhen im Schaffhauser Gebiet 1524/1525*, a.a.O., S. 14–15; Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, a.a.O., S. 50–51.

(79) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 5 (1923), Nr.1, a.a.O., S. 128–132. なおタウラーの著作の邦訳については、オイゲン・ルカ編／橋本裕明訳『タウラー全説教集：中世ドイツ神秘主義　全四巻』（行路社、一九八九～一九九九年）を参照。

(80) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 5 (1923), Nr. 1, S. 132–133. 以下の箇所にエグンストルファーに関連した手紙の中で、三つの原典史料（本文の①②④の史料）が保存されている。Staatsarchiv Schaffhausen, Kirche E I 1.

(81) 例えば、ファブリティウスがツヴィングリに送った手紙が史料として残されている。Vgl. *Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke Band 7*, a.a.O., S. 84–86, S. 436–438.

(82) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 5 (1923), Nr. 1, a.a.O., S. 135–138; Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, a.a.O., S. 52.

(83) *Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke Band 2*, a.a.O., S. 764.

(84) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 6

(1923), Nr. 2, a.a.O., S. 163, S. 167.

(85) Ebenda, Bd.4, Nr. 5 (1923), Nr. 1, S. 141–142; ebenda, Bd. 4, Nr. 6 (1923), Nr. 2, S. 168. バルタザール・フープマイアは、南ドイツのヴァルツフートなどで活動した初期再洗礼派の重要な指導者である。フープマイアは、オーストリア大公によってヴァルツフートから追われ、亡命生活を送った後に、一五二八年に処刑された。彼の著作は多く公刊されているが、その中では一五二五年に書かれた『信仰者のキリスト教的洗礼について』が、以下の箇所に邦訳されている。『宗教改革著作集八　再洗礼派』（教文館、一九九二年、七～六六頁）。

(86) ツヴィングリを支持したベルンの宗教改革者メガンダーについては、以下の箇所を参照。Vgl. *Historisches Lexikon der Schweiz Band 8*, a.a.O., S. 416–417; *The Oxford Encyclopedia of the Reformation vol. 3*, New York/Oxford 1996, p.41.

(87) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: *Zwingliana* 4, Nr. 6 (1923), Nr. 2, a.a.O., S. 169–171; Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, a.a.O., S. 58.

(88) Wipf, Michael Eggenstorfer, in: Zwingliana 4, Nr. 4 (1922), Nr. 2, a.a.O., S. 101; ebenda Bd. 4 Nr. 6, 1923 Nr. 2, S. 171–173; Schib, Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen, a.a.O., S. 258; Wipf, Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen, a.a.O., S. 29, S. 63–65, S. 68–70, S. 76–78, S. 95, S. 124; Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, a.a.O., S. 57.

(89) Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 1. Vgl. Reinhard Frauenfelder, Geschichte des Klosterarchivs von Allerheiligen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte 26*, Schaffhausen 1949, S. 246.

(90) Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3. その他に冊子体の形態をとる原本の清書の後代の写しが、以下の箇所に収録されている。Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 5. Vgl. Werner, Der Vertrag von 1524 über die Aufhebung des Klosters Allerheiligen, a.a.O., S. 58–79.

(91) Staatsarhiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2.

(92) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 1; ebenda, Nr. 3, S. 1.

(93) この史料で記されたCorpusは、聖職者の老後生活用資産や養老年金を指す。Vgl. Günther Franz (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, 6. Auflage, Darmstadt 1987, S. 241, S. 315, S. 416.

(94) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 2; ebenda, Nr. 3, S. 1–2. 文脈から判断してPropstを「聖堂参事会長」と訳すことにする。佐藤朋之『キリスト教・カトリック独和辞典』（上智大学出版、二〇一六年、三二二頁）参照。

(95) アラーハイリゲン修道院にとっての自由の意味については、以下の箇所を参照。Büttner, Zur frühen Geschichte von Allerheiligen in Schaffhausen, a.a.O., S. 34; Karl Schib, 900 Jahre Münster zu Allerheiligen, in:

Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte 42, Schaffhausen 1965, S. 10; Karl Mommsen, Oldradus de Ponte als Gutachter für das Kloster Allerheiligen in Schaffhausen, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 93 (1976), S. 186–188; Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis*, a.a.O., S. 208.

(96) 原文は unser, bropsts und capitels verwandten となっているが、意訳した。

(97) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 4; ebenda, Nr. 3, S. 3.

(98) Werner, Der Vertrag von 1524 über die Aufhebung des Klosters Allerheiligen, a.a.O., S. 59.

(99) Conrad Ziegler は、市長を経験した Hans Ziegler の息子である。Vgl. Rudolf Henggeler, Die Mönche von Allerheiligen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 19, Schaffhausen 1942, S. 51. また、Irmensee という家名の都市貴族も存在する。Vgl. Staatsarchiv Schaffhausen, Ratsprotokolle Bd.6, S. 124.

(100) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 5; ebenda, Nr. 3, S. 3–4.

(101) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr.2, S. 7–8; ebenda, Nr.3, S. 5–6.

(102) この史料の文脈で Gemeiner Mann は、ドイツ農民戦争期に登場した「平民」ではなく、中世後期に用いられた「仲裁裁定者」を意味すると思われる。*Lexikon des Mittelalters IV*, Stuttgart/ Weimar 1999, S. 1213.

(103) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 9; ebenda, Nr. 3, S. 6.

(104) Jahrzeit は、死者〝サとそれに対する聖式謝礼である。Vgl. Franz (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a.a.O., S. 414.

(105) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 15–16; ebenda, Nr. 3, S. 11.

(106) 1 Saum はこの地域では約 167 Liter である。Vgl. Bürgin, *Zunft zum Rebleuten der Stadt Schaffhausen*, a.a.O., S. 1–2.

(107) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 17–19; ebenda, Nr. 3, S. 12–14.

(108) 例えば、以下のような史料がある。「第八に、私たちの考えは、貴族の団体 (hernzunft) からは、小市参事会において二人より多くの市参事会員が選ばれるべきではなく、しかも一つのツンフトは他のツンフトと同じ立場になるべきであり、それは神の一致と愛をえるためである。さらに、神の法によってふさわしいと思われるような、神的な決着に至るまでは、十分の一税は支払われるべきではない。そしてさらに、神、名誉、正義に反するとみなされた、あるいは今後みなされるその他の箇条があったならば、それは廃棄すべきである」と。Staatsarchiv Schaffhausen, Korrespondenzen Bd.V, Nr. 195.

(109) 一年後のドイツ農民戦争に登場した有名な『一二箇条』でも、小十分の一税の廃棄が訴えられている。Vgl.

Günther Franz (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges* (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit 2), R.Oldenbourg/ München 1963, S. 176.

(110) Ernst Rüedi, Das geistliche Gericht zu Konstanz und seine Beziehungen zu Schaffhausen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 27, Schaffhausen 1950, S. 94–95.

(111) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 21; ebenda, Nr. 3, S. 15.

(112) 買い取り可能な土地の地代には、葡萄畑の地代も含まれるかどうかについては、メモ書きが残されている。Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 22; ebenda, Nr. 3, S. 16.

(113) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 23; ebenda, Nr. 3, S. 17.

(114) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 18. この箇所は清書の写しでは残されているが、原本の草案では紙の破損によって消失している。

(115) Bernd Moeller, Kleriker als Bürger, in: *Festschrift für Hermann Heimpel. Zum 70. Geburtstag am. 19. September 1971*, Zweiter Band, herausgegeben von den Mitarbeitern des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Göttingen 1971, S. 195–224.

(116) Staatsarchiv Schaffhausen, Korrespondenzen Bd. V, Nr. 195.

(117) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 24; ebenda, Nr. 3, S. 18.

(118) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 2, S. 32; ebenda, Nr.3, S. 24.

(119) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 25.

(120) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 29.

(121) Hildbrand, *Herrschaft, Schrift und Gedächtnis*, a.a.O., S. 71, S. 196.

(122) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 30.

(123) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 33.

(124) その後の世話人の仕事内容に関しては、以下の箇所を参照。Vgl. Hans Wilhelm Harder, Die Klosterpflegerei zu Allerheiligen von der Reformation bis zur Revolution von 1798. Ein Beitrag zur Gescichte der sogenannten guten alten Zeit, in: *Beiträge zur väterländischen Geschichte* 4, Schaffhausen 1878, S. 131–149.

(125) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 34.

(126) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 34.

(127) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 35.

(128) Staatsarchiv Schaffhausen, Urkunden 1/4279, Nr. 3, S. 38.

(129) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 72–73.

(130) Johann Strickler, (Hg.), Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraume von 1521 bis 1528, in: *Amtliche Sammlung der älteren eidgenössischen Abschiede*, Bd.4, (Abteilung 1a), Brugg 1873, S. 459.

(131) Schib (Hg.), Hans Stockars Jerusalemfahrt 1519 und Chronik 1520–1529, a.a.O., S. 118–121.

(132) Wipf, *Reformationsgeschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 281–285; Schib, *Geschichte der Stadt und Landschaft Schaffhausen*, a.a.O., S. 274.

(133) Walter, Schaffhausen und Allerheiligen, a.a.O., S. 71.

(134) Ebenda, S. 70; Hans Werner, Ein Prozeß über die Wiederaufrichtung der Abtei Allerheiligen nach der Reformation, in: *Beiträge zur väterländischen Geschichte* 6, Schaffhausen 1918, S. 82–83.

(135) Scarpatetti, Michael Eggenstorfer, a.a.O., S. 56–57; Rudolf Henggeler, Professbuch der Benediktinerabtei Allerheiligen zu Schaffhausen, in: *Schaffhauser Beiträge zur väterländischen Geschichte* 18, Schaffhausen 1941, S. 91.